東京消防庁職員のための

全体版

令和8年(2026年)

団体保険加入パンフレット

トータルライフプラン

責任開始期(加入日)　令和8年1月1日

申込期間

令和7年7月8日(火)～令和7年8月20日(水)

1. 新グループ保険　6ページから
2. 積立年金保険　40ページから
3. ニューパル　60ページから

※【契約概要】【注意喚起情報】はP35～P37、P56～P59、P76～P106に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

各保険加入申込みに関する質問・相談窓口

（設置期間　令和7年7月8日（火）～令和7年8月20日（水））

新グループ保険
明治安田生命保険相互会社（幹事）
公法人第一部 法人営業第三部
フリーダイヤル 0120(119)845
【受付時間】9:00～17:00(土･日･祝日はお取扱いしておりません。)
※照会受付期間終了後は03-6259-0032まで

積立年金保険
日本生命保険相互会社（幹事）
ニッセイ団体保険コールセンター
フリーダイヤル 0120(775)229
【受付時間】月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日を除く。)
お問合せの際には、団体名「一般財団法人 東京消防協会」をお知らせください。
※ご家族からいただくご照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただくことがございます。

ニューパル
有限会社　報　恩　会
消　　電:9－501－8740～8743
加入電話:03(5207)2371(代)
フリーアクセス:0120(916)528
【受付時間】9:00～16:45(土･日･祝日はお取扱いしておりません。)

募集のご案内

一般財団法人 東京消防協会から 会員の皆さんへ

この説明書は、東京消防庁職員のための団体保険として、毎年募集している各種保険の内容を掲載したものです。

これらの保険は、制度の規模を最大限に活かし、加入しやすい保険料で保障が得られるものです。

ここに紹介しました保険が、皆さんの生涯生活設計の一助となれば幸いです。

「どんな内容に入っていたカナ？」「入院しちゃったんだけど」
などの場合は、こちらにご連絡ください。

加入内容の照会・請求など……に関する問い合わせ先は

新グループ保険および積立年金保険
一般財団法人　東京消防協会
消　　電:9－501－8673･8674
加入電話:03(6261)6545

ニューパル
有限会社　報恩会
消　　電:9－501－8740～8743
加入電話:03(5207)2371(代)
フリーアクセス:0120(916)528
事故サポートセンター:0120(727)110
(受付時間:24時間365日)

目　　次

募集のご案内

◎団体保険の全体概要 …… 2･3
◎ライフイベント別ご加入例 …… 4･5

「生命保険」

加入資格一覧 …… 6･7
●新グループ保険の特長 …… 8･9
新グループ保険［定期部分］ …… 10･11
新グループ保険［定期ワイド］ …… 12･13
新グループ保険［医療部分：入院給付金、医療部分：短期入院支援金］ …… 14～16
医療プラン …… 17
三大疾病保険 …… 18･19
70歳満期定期保険 …… 20･21
新グループ保険［定期部分］［定期ワイド］［医療部分：入院給付金、医療部分：短期入院支援金］
　●加入にあたっての注意点 …… 22～30
医療プラン
　●加入にあたっての注意点 …… 31･32
三大疾病保険･70歳満期定期保険
　●加入にあたっての注意点 …… 33･34
ご契約内容［契約概要］･特に重要なお知らせ［注意喚起情報］ …… 35～37
新グループ保険の加入手続き …… 38･39
新グループ保険申込書記入例 …… 38･39
●積立年金保険の特徴 …… 40･41
積立年金保険の加入モデルプラン …… 42･43
積立年金保険の加入例 …… 44･45
積立年金保険のＱ＆Ａ …… 46
積立年金保険のお手続き …… 47･48
加入者ダイレクトアクセス方法 …… 49
積立年金保険の加入にあたっての注意点 …… 50～54
積立年金保険ご契約の概要について【契約概要】 …… 56･57
特に注意いただきたい事項について【注意喚起情報】 …… 58･59

「損害保険」

●ニューパル
（傷害総合保険･長期療養補償保険･ゴルファー保険･スーパー医療保険･がん保険）
・ニューパルの全体像･重要なお知らせと今年度の変更点について …… 60･61
・傷害総合保険 …… 62･63
・弁護のちから（弁護士費用総合補償特約） …… 64～66
・長期療養補償保険･ゴルファー保険 …… 67
・スーパー医療保険 …… 68･69
・がん保険 …… 70
・介護に対する備え（介護一時金／親孝行一時金） …… 71
・介護一時金 …… 72
・親孝行一時金 …… 73
・保険金のお支払例について …… 74･75
・契約概要のご説明
　ニューパルのあらまし …… 76･77
・加入にあたっての注意点
　傷害総合保険 …… 78～83
　長期療養補償保険 …… 84･85
　ゴルファー保険 …… 86･87
　スーパー医療保険 …… 88～93
　がん保険 …… 94～97
　介護一時金･親孝行一時金 …… 98･99
・ニューパルのご加入に際して、特にご注意いただきたいこと
　（注意喚起情報のご説明） …… 100～106
● ご加入内容確認事項 …… 107
● ニューパル加入申込書記入例 …… 108･109
● 【傷害総合保険】保険金ご請求のご案内 …… 110
● 【個人賠償責任保険】／【家財･身の回り品】生活動産･携行品補償／【弁護のちから】／【ゴルファー保険】保険金請求のご案内 …… 111
● 【スーパー医療保険･がん保険】保険金ご請求のご案内 …… 111
● ニューパル退職後の補償制度 …… 112

［新グループ保険］

個人情報に関する取扱いについて ＜契約者と生命保険会社からのお知らせ＞

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供･運営管理、商品･サービスの充実、その他保険に関連･付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。
記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。
（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（https://www.meijiyasuda.co.jp/）をご参照ください。

－死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください－
指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

上記の契約者とは、一般財団法人東京消防協会です。

団体保険の全体概要

在職中から退職後まで
幅広い保障が確保できます

入庁 → **退職**

※詳しくは退職後制度のパンフレットをご参照ください。

現職中

	保険の名称	主な保障内容	対象者	ページ
生命保険	新グループ保険〔定期部分〕	**死亡・高度障害の保障** 不慮の事故による高度障害・身体障害・5日以上の入院保障	会員 配偶者 こども	P10~11
	おすすめ 新グループ保険〔定期ワイド〕	**死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級・2級)の保障**	会員 配偶者	P12~13
	新グループ保険〔医療部分〕:入院給付金、短期入院支援金	**病気や不慮の事故による入院保障** 死亡保障(入院給付金) 先進医療や入院を伴わない手術・放射線治療の保障(短期入院支援金)	会員 配偶者	P14~16
	医療プラン	**病気による入院保障　病気や不慮の事故により手術をした場合等の保障** 死亡・高度障害の保障　集中治療給付金・手術後療養給付金	会員 配偶者	P17
	三大疾病保険	所定の**悪性新生物(がん)**と診断確定されたとき、**急性心筋梗塞・脳卒中**を発病して所定の状態になられたとき、**急性心筋梗塞・脳卒中**で所定の手術を受けられたときの保障　死亡・高度障害の保障		P18
	70歳満期定期保険(新規加入取扱停止)	**死亡・高度障害の保障**		P20
積立年金保険	Aコース(税制適格型) 個人年金保険料控除対象	・脱退一時金(脱退時点の積立金額) ・遺族一時金(脱退一時金+月払保険料の5倍+半年払保険料の1倍) 脱退一時金額は、積立期間によっては払込保険料累計額を下回ることがあります。詳しくはP44の「給付額試算表」をご参照ください。	会員	P40
	Bコース(一般型) 一般生命保険料控除対象			

※三大疾病保険の死亡・高度障害保険金と特定疾病保険金は重複してお支払いされません。

※ご加入には所定の条件があります。詳細は「加入資格」をご確認ください。
※積立年金保険の「税務上のお取扱い」は令和7年3月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。

原則無診査・無告知で加入できます
(①③のいずれか一つ選択)(現職中の加入保障範囲内の場合)
入院給付金のみ

退職時にプラン選択

退職後

保険の名称	主な保障内容	保険期間	保険料払込	加入資格
① 定期部分 退職後継続コース	**死亡・高度障害の保障** 不慮の事故による高度障害・身体障害・5日以上の入院保障	65歳まで(65歳※2)※4	年払	退職日直前まで加入している 会員 配偶者
② 定期ワイド 退職後継続コース	**死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級・2級)の保障**	80歳まで(80歳※2)※4	年払	会員 配偶者
③ リレー定期	**死亡・高度障害の保障**	80歳満了(79歳※1)※3	前納払または年払 ※5	退職日直前まで継続して2年以上加入している 会員 配偶者
④ 一時払退職後終身保険(取扱い休止)	**死亡・高度障害の保障** ※運用環境等により取扱いを休止しています。	一生涯(取扱い休止)	一時払(取扱い休止)	
⑤ 無配当医療保険	**病気や不慮の事故による入院保障** 病気や不慮の事故により手術をした場合等の保障 死亡・高度障害の保障　集中治療給付金・手術後療養給付金	70歳・80歳満了(69歳・79歳※1)※3	前納払または年払 ※5	退職日直前まで加入している 会員 配偶者
⑥ 退職後医療プラン	**病気による入院保障** 病気や不慮の事故により手術をした場合等の保障 死亡・高度障害の保障　集中治療給付金・手術後療養給付金	70歳・80歳満了(69歳・79歳※1)※3	前納払または年払 ※5	
⑦ 退職後70歳満期三大疾病保険(従来タイプ・Ⅱ型)	所定の**悪性新生物(がん)**と診断確定されたとき、**急性心筋梗塞・脳卒中**を発病して所定の状態になられたとき、**急性心筋梗塞・脳卒中**で所定の手術を受けられたときの保障	70歳満了(69歳※1)※3	前納払または年払 ※6	
⑧ 退職後70歳満期定期保険(従来タイプ・Ⅱ型)	**死亡・高度障害の保障**	70歳満了(69歳※1)※3	前納払または年払 ※6	

※1 継続可能年齢　※2 継続最高年齢　※3 上記③⑤⑥⑦⑧の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。　※4 上記①②の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。　※5 上記③⑤⑥の「前納払」は、全期前納払をいいます。また、「年払」の払い方は、新年払です。　※6 上記⑦⑧の「前納払」は、一括前納払をいいます。また、「年払」の払い方は(新)年払です。
記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

Aコース(税制適格型) Bコース(一般型) 共通	年金 15年保証期間付終身年金プラン	Bコース(一般型)のみ※1※2	年金 5年確定年金プラン
	年金 10年確定年金プラン		入院・手術・先進医療給付金 医療保障プラン
			死亡・高度障害保険金 終身保険プラン
			一時金 一時金受取プラン

※1 年金にかえて一時金で受取ることもできます。
※2 医療保障プラン、終身保険プランは、保険料払込期間満了時の金融経済情勢、ご加入者(被保険者)の健康状態、すでに契約いただいている商品の状況等によっては契約いただくことができない場合があります。その他詳細については、P52～P53をご参照ください。

損害保険	ニューパルおすすめ 傷害 傷害総合保険(家族ぐるみコース 個人コース)熱中症も補償	・ケガによる死亡・後遺障害、入院・通院、手術、介護、被害事故補償、救援者費用補償 ・**個人賠償**、公務員賠償(職員本人のみ) (オプションプラン) (1) 救急救命士賠償責任保険 (2) 死亡・後遺障害上乗せ補償 (3) 生活動産・携行品補償 おすすめ(4) 弁護のちから	会員 家族	P62~66
	補償所得 長期療養補償保険	・病気・ケガによる休職中の所得を補償 ・医師の指示による自宅療養時の休職中の所得を補償	会員	P67
	ゴルファー保険	・ホールインワン・アルバトロス費用 ・ゴルフ用品損害・賠償責任	会員 家族	P67
	主に病気入院・通院サポート スーパー医療保険	・病気・ケガ(プランSA・SCを除きます。)による入院保険金、手術保険金、葬祭費用、先進医療付　他	会員 家族	P68,69
	主に病気入院・通院サポート がん保険	・がん診断保険金・入院保険金・手術保険金・外来治療保険金 ・先進医療付	会員 家族	P70
	介護	おすすめ 介護一時金	会員 配偶者	P72,73
		おすすめ 親孝行一時金	会員・配偶者の親御さま	
	自動車保険・火災保険	給与から保険料控除が可能	会員 家族	

※詳細は各保険のページでご確認ください。

傷害	熱中症も補償 傷害総合保険(夫婦コース 個人コース)おすすめ	・ケガによる死亡・後遺障害、入院・通院、手術、介護、被害事故補償、救援者費用補償 ・個人賠償 (オプションプラン) (1) 住宅内生活用動産補償、携行品損害 (2) 弁護のちから	1年間(毎年自動更新)新規・継続とも年齢による制限なし	(一時払・団体)	会員 家族
補償所得	長期療養補償保険				
	ゴルファー保険	・ホールインワン・アルバトロス費用 ・ゴルフ用品損害・賠償責任	1年間	(一時払・団体)	会員 家族
主に病気入院・通院サポート	スーパー医療保険	・病気・ケガによる入院保険金、手術保険金、葬祭費用、生活習慣病、先進医療付　他	1年間(毎年自動更新)新規:79歳まで(一部69歳まで)継続:89歳まで(一部79歳まで)	(一時払・団体)	会員 家族
	がん保険	・がん診断保険金・入院保険金・手術保険金 ・外来治療保険金・先進医療付			
	介護	おすすめ 介護一時金 ※親孝行一時金にはご加入いただけません。	1年間(毎年自動更新)新規:79歳まで 継続:89歳まで	(一時払・団体)	会員 家族
	自動車保険・火災保険	いつご加入でも現職と同じ団体扱割引	1年間	(一時払・口座振替)	会員 家族

新グループ保険
積立年金保険
ニューパル(損害保険)

ライフイベント別ご加入例

以下４つのコースは各ライフイベントにおける一般的な保障額を基本にしたものです。

ライフイベントごとに必要保障額は変わります。
ご自身のライフイベントをご確認のうえご検討ください。

入庁 → 結婚 → こども出生 → こども独立

20歳の場合
必要保障月額 約13.0万円×25年
（約3,250万円）

31歳の場合
必要保障月額 約18.8万円×25年
（約4,700万円）

34歳の場合
必要保障月額 約27.2万円×25年
（約6,800万円）

必要保障額

50歳の場合
必要保障月額 約29.5万円×10年
（約2,950万円）

※出典元　総務省「令和5年度　地方公務員給与の実態」より遺族年金の額と遺族の必要生活費のモデルを基に、当社で試算しており、実際の受取額は所得額や家族構成等により異なります。

生命保険

（保険料は加入時本人20歳（男性）の例）

保険の種類		加入者	保障内容	保険料（月額）
新グループ保険	定期部分 P10、11	本人	本人**Eコース** （死亡・高度障害保険金：3,000万円）	**5,340**円
	定期ワイド P12、13	本人	本人**100万円** （死亡・高度障害・障害保険金：100万円）	**94**円
	医療部分 P14～16	本人	入院給付金 本人日額**3,000円** （病気やケガで継続して5日以上入院のとき） 短期入院支援金 支援給付金額**2.5万円** （病気やケガで1日以上入院したとき）	**664**円 **259**円

合計保険料　6,357円

（保険料は加入時本人31歳（男性）、配偶者29歳（女性）の例）

保険の種類		加入者	保障内容	保険料（月額）
新グループ保険	定期部分 P10、11	本人 配偶者	本人**Dコース**（死亡・高度障害保険金：3,500万円） 配偶者**3口**（死亡・高度障害保険金：300万円）	**6,728**円 （本人 6,230円 配偶者 498円）
	定期ワイド P12、13	本人 配偶者	本人**1,000万円**（死亡・高度障害・障害保険金：1,000万円） 配偶者**100万円**（死亡・高度障害・障害保険金：100万円）	**996**円 （本人 940円 配偶者 56円）
	医療部分 P14～16	本人 配偶者	入院給付金 本人日額**4,000円**、配偶者日額**3,000円** （病気やケガで継続して5日以上入院のとき） 短期入院支援金 支援給付金額**2.5万円** （病気やケガで1日以上入院したとき）	**1,838**円 （本人 1,072円 配偶者 766円） **687**円 （本人 271円 配偶者 416円）

合計保険料　10,249円

（保険料は加入時本人34歳（男性）、配偶者32歳（女性）、こども4歳・3歳の例）

保険の種類		加入者	保障内容	保険料（月額）
新グループ保険	定期部分 P10、11	本人	本人**Bコース** （死亡・高度障害保険金：4,500万円） 配偶者・こども**3口** （死亡・高度障害保険金：300万円）	**9,108**円 （本人 8,010円 配偶者 498円 こども(2人) 600円）
	定期ワイド P12、13	本人 配偶者	本人**2,000万円**（死亡・高度障害・障害保険金：2,000万円） 配偶者**300万円**（死亡・高度障害・障害保険金：300万円）	**2,048**円 （本人 1,880円 配偶者 168円）
	医療部分 P14～16	本人 配偶者 こども（2人）	入院給付金 本人・配偶者日額**5,000円**、こども日額**3,000円** （病気やケガで継続して5日以上入院のとき） 短期入院支援金 支援給付金額**2.5万円** （病気やケガで1日以上入院したとき）	**3,718**円 （本人 1,333円 配偶者 1,333円 こども(2人) 1,052円） **1,438**円 （本人 271円 配偶者 481円 こども(2人) 686円）

合計保険料　16,312円

（保険料は加入時本人50歳（男性）、配偶者48歳（女性）の例）

保険の種類		加入者	保障内容	保険料（月額）
新グループ保険	定期部分 P10、11	本人 配偶者	本人**Fコース** （死亡・高度障害保険金：2,500万円） 配偶者**5口** （死亡・高度障害保険金：500万円）	**7,315**円 （本人 6,150円 配偶者 1,165円）
	定期ワイド P12、13	本人 配偶者	本人**100万円**（死亡・高度障害・障害保険金：100万円） 配偶者**100万円**（死亡・高度障害・障害保険金：100万円）	**380**円 （本人 226円 配偶者 154円）
	医療部分 P14～16	本人 配偶者	入院給付金 本人日額**10,000円**、配偶者日額**5,000円** （病気やケガで継続して5日以上入院のとき） 短期入院支援金 支援給付金額**2.5万円** （病気やケガで1日以上入院したとき）	**6,132**円 （本人 4,398円 配偶者 1,734円） **1,105**円 （本人 609円 配偶者 496円）

合計保険料　14,932円

損害保険（本人は公務員賠償責任保険の保険料100円を含む）

（保険料は加入時本人20歳（職員：男性）の例）

保険の種類		加入者	補償内容	保険料（月額）
ニューパル	傷害 P62、63	本人	個人コース**プランT1（公務員賠100円を含む）** 死亡・後遺障害保険金300万円 入院保険金１日4,500円 通院保険金１日3,000円　等	**2,070**円
	スーパー医療保険 P68、69	本人	**プランSA** 入院保険金**日額5,000円** ［病気］１回の入院につき180日限度 先進医療300万円　等	**410**円

合計保険料　2,480円

（保険料は加入時本人31歳（職員：男性）、配偶者29歳（女性）の例）

保険の種類		加入者	補償内容	保険料（月額）
ニューパル	傷害 P62、63	本人	本人・配偶者とも**プランT2** 死亡・後遺障害保険金900万円 入院保険金１日7,500円 通院保険金１日4,000円　等	**6,440**円 （本人 3,270円 妻 3,170円）
	スーパー医療保険 P68、69	本人 配偶者	**プランSB** 入院保険金**日額5,000円** ［病気］１回の入院で180日限度 ［ケガ］１事故で180日限度 先進医療300万円　等	**2,010**円 （本人 1,080円 妻 930円）

合計保険料　8,450円

（保険料は加入時本人34歳（職員：男性）、配偶者32歳（女性）、こども4歳・3歳の例）

保険の種類		加入者	補償内容	保険料（月額）
ニューパル	傷害 P62、63	本人 配偶者 こども（2人）	家族ぐるみコース**プランG2** 死亡・後遺障害保険金900万円 入院保険金１日7,500円 通院保険金１日4,000円　等	**11,110**円
	スーパー医療保険 P68、69	本人 配偶者 こども（2人）	**プランP** 入院保険金**日額5,000円** ［病気］１回の入院で180日限度 ［ケガ］１事故で180日限度 通院、葬祭費用（病気）　等	**3,900**円 （本人 1,160円 妻 1,160円 こども(2人) 1,580円）

合計保険料　15,010円

（保険料は加入時本人50歳（職員：男性）、配偶者48歳（女性）の例）

保険の種類		加入者	補償内容	保険料（月額）
ニューパル	傷害 P62、63	本人 配偶者	本人・配偶者とも**プランT3** 死亡・後遺障害保険金1,200万円 入院保険金１日12,000円 通院保険金１日5,000円　等	**8,500**円 （本人 4,300円 妻 4,200円）
	スーパー医療保険 P68、69	本人 配偶者	**プランQ** 入院保険金**日額5,000円** ［病気］１回の入院で180日限度 ［ケガ］１事故で180日限度 通院、生活習慣病、葬祭費用（病気）　等	**5,090**円 （本人 2,940円 妻 2,150円）

合計保険料　13,590円

退職後は「退職者プラン」をご用意しています。

皆さんのライフプランに合わせて各コースについてご検討ください!!

積立年金保険

加入者	加入内容	保険料（月額）
本人	月払**10口** ※Bコース（一般型）にご加入の場合	**10,000**円
本人	月払**10口** ※Bコース（一般型）にご加入の場合	**10,000**円
本人	月払**15口** ※Bコース（一般型）にご加入の場合	**15,000**円

（加入例については、P44～P45をご参照ください。）

新グループ保険　積立年金保険　ニューパル（損害保険）

※新グループ保険（定期部分）（定期ワイド）の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後３カ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
※新グループ保険（医療部分：入院給付金）は加入者が1,000名以上の場合の保険料です。したがって実際の加入者数が異なれば上記保険料は異なりますので、その場合は初回に遡って正規保険料を適用させて頂きます。
※新グループ保険（医療部分：短期入院支援金）は加入者が3,000名以上5,000名未満の場合の保険料です。したがって実際の加入者数が異なれば上記保険料は異なりますので、その場合は初回に遡って正規保険料を適用させていただきます。
※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について６ヵ月以下は切り捨て、６ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。（例）保険年齢40歳＝令和8年１月１日現在満39歳６ヵ月を超え満40歳６ヵ月まで。
※記載の保険料は令和７年１月１日更新時に適用している優良割引率で計算しています。
なお、今後の本人の加入者数や、給付金のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変更もしくは廃止となることがあります。

ニューパルの全体像です

必要な補償と、団体契約保険のイメージ図です。新規加入や加入の見直しの参考にしてください。

	保険の種類	補償内容		ページ
ケガ・賠償に対する備え	傷害総合保険	死亡・後遺障害	事故の発生の日から180日以内の死亡・後遺障害	P62
		入院	入院日数に対して1,000日を限度に補償	
		手術	所定の手術を受けた場合入院保険金日額の外来の手術は5倍、入院中の手術は20倍、重大な手術は40倍	
		通院	事故の発生の日から1,000日以内で90日を限度とする通院	
		個人賠償責任	保険期間中に負った日常生活の法律上の損害賠償責任	
	公務員賠償責任保険		消防職務遂行に係わって職員が訴えられた場合などの争訟費用、損害賠償金	P62
	救急救命士賠償責任保険		救急救命士が行う業務によって、職員個人が訴えられた場合の争訟費用	P62
	弁護のちから		法的トラブルの解決に要する弁護士費用をサポート	P64
	ゴルファー保険	賠償・用品損害ホールインワン・アルバトロス費用	ゴルフプレー中の第三者への賠償、クラブの破損、ホールインワン・アルバトロス費用を補償	P67
	スーパー医療保険	入院	プランP・Q・R：1事故につき180日まで補償	P68
			プランSB・SD：1事故につき180日まで補償	P69
		手術	プランP・Q・R：傷害入院保険金日額の外来の手術は5倍、入院中の手術は20倍、重大手術は40倍	P68
			プランSB・SD：傷害入院保険金日額の外来の手術は5倍、入院中の手術は20倍、重大手術は40倍	P69
	長期療養補償保険	入院・自宅療養	就業障害が発生して181日目から最長60歳までの就業障害（55～59歳の人は最長3年間）	P67
病気・がんに対する備え	スーパー医療保険	入院	プランP・Q・R：1回の入院につき180日まで補償	P68
			プランSA・SB・SC・SD：1回の入院につき180日まで補償	P69
		手術	プランP・Q・R：疾病入院保険金日額の外来の手術は5倍、入院中の手術は20倍、重大手術は40倍	P68
			プランSA・SB・SC・SD：疾病入院保険金日額の外来の手術は5倍、入院中の手術は20倍、重大手術は40倍	P69
	がん保険	がん	がん診断保険金 がんによる入院・外来治療・手術・先進医療等 手術・放射線治療・抗がん剤治療は、120日を超えても補償	P70
	長期療養補償保険	入院・自宅療養	就業障害が発生して181日目から最長60歳までの就業障害（55～59歳の人は最長3年間）	P67
介護に対する備え	介護一時金	（会員本人および配偶者）	会員本人または配偶者が要介護2以上、または当社の定める要介護状態となり、所定の期間を超えて継続した場合に一時金をお支払い	P72
	親孝行一時金	（親御さま）	親御さまが要介護2以上となり、所定の期間を超えて継続した場合に一時金をお支払い	P73

※退職後は「退職者団体保険」に加入することができます。

賠償事故のお支払例

※退職後は「退職者団体保険」に加入することができます。
※4日を超える入院をした後の通院や、先進医療が補償されるプランもあります。

※退職後は「退職者団体保険」に加入することができます。
※4日を超える入院をした後の通院や、先進医療が補償されるプランもあります。

※退職後は「退職者団体保険」に加入することができます。

詳細は各保険のページをご覧ください。

重要なお知らせと今年度の変更点

重要なお知らせ

①ご加入手続きはWEBでのお手続きとなります。※ご加入のプランによってはWEB手続きができない場合があります。また、すでに加入をしている方で、紙の加入申込書が届いた方はWEBでのお手続きの対象外です。従来どおり加入申込書をご提出ください。詳細は抜粋版のリーフレットをご覧ください。
すでに保険に加入しており、WEBでのお手続きがなかった方は前年同等条件のプランで自動継続となります。

②長期療養補償保険・スーパー医療保険・がん保険にすでに加入しており、プランの変更のない場合は、健康に関する告知は不要です。

③申込書のご提出がなかった方は、前年同条件のプランにて自動継続となります。

今年度の変更点

【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】
令和7年10月1日以降保険始期契約について、保険料および補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認いただいたうえで、お申込みくださいますようお願いします。

【スーパー医療保険にご加入の皆さまへ】
令和7年10月1日以降保険始期契約について、保険料および補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認いただいたうえで、お申込みくださいますようお願いします。

【介護一時金・親孝行一時金にご加入の皆さまへ】
令和7年10月1日以降保険始期契約について、補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認いただいたうえで、お申込みくださいますようお願いします。

【各プラン共通（長期療養補償保険、ゴルファー保険を除く）】
適用される過去の損害率による割増率の変更により、全てのプランで保険料が変更となります。必ずご確認ください。

【『健康状態に関する告知書』の改定】
スーパー医療保険、がん保険、介護一時金、親孝行一時金、長期療養補償保険に新たにご加入される場合等に回答する『健康状態に関する告知書』を改定します。

【傷害総合保険で「家族ぐるみコース」「個人コース」両方に加入している職員ご本人様】
本年度の募集より、職員ご本人様が加入できるコースは１つのみとさせていただきます。現在、「家族ぐるみコース」「個人コース」両方に加入している方は、更新時にどちらか1つのコースをご選択いただき、もう1つのコースを削除してお申し込みください。万が一、2つのコースをご選択されたまま手続きされた場合は、募集終了後に取扱代理店から連絡しますので、1つのコースのみにご変更をお願いいたします。

お知らせ　付帯サービス（SOMPO 健康・生活サポートサービス）のご案内

① 健康・医療相談・メンタルヘルス相談、その他日常生活に関する無料電話相談サービスをご利用いただけます。
② 傷害総合保険・スーパー医療保険・がん保険・介護一時金・親孝行一時金・長期療養補償保険のいずれかにご加入されている職員さまがご利用可能となります。
③ ご利用方法は募集後に配布される、「加入者カード」でご案内します。

（注1）本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
（注2）ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
（注3）ご利用は日本国内からにかぎります。
（注4）本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
（注5）ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。
（注6）1回のご相談時間は30分までとし、頻回利用される場合ご利用回数制限をお伝えする場合があります。
（注7）応対者の指名はできません。
（注8）ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限および利用停止をさせていただく場合があります。
（注9）相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではございません。
（注10）ご利用いただく際は、加入者証等に記載のＳＯＭＰＯ 健康・生活サポートサービス専用電話番号までご連絡ください。

傷害総合保険

団体契約による割引で 約24%(注) 割安です。

約70%の方に ご加入いただいております！

(注)団体割引30%、大口団体割引10%、過去の損害率による割増率20%

(注) 公平性を逸脱する極端な保険金請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

特　長

1. 日本国内外を問わず、**急激**かつ**偶然**な**外来**の事故によるケガを補償します。
2. 職務遂行上の**損害賠償金(1,000万円限度)**・**争訟費用**(300万円限度)を補償します。(東京消防庁職員のみ)
3. **地震・噴火**またはこれらによる**津波**によるケガも補償します。
4. **熱中症による死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償します。**
5. **新規加入の年齢による加入制限はありません。何歳でもご加入できます。** 継続も一生涯可能です。
6. 日常生活の賠償責任は、1事故**2億円**まで補償します。また、保険会社による**示談交渉サービス付き。(国内のみ)**
   ※個人・家族コース問わず、同居の親族、別居の未婚の子まで補償します。
7. オプションプランで**救急救命士賠償責任保険**も補償します。
8. おすすめ オプションプランで**弁護のちから(弁護士費用総合補償特約)**にご加入できます。(個人コースのみ)

基本プラン　補償内容

(天災危険補償特約、熱中症危険補償特約、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約、特定感染症危険補償特約セット)

死亡・後遺障害	傷害事故の発生の日からその日を含めて180日以内にその事故によるケガがもとで死亡または後遺障害が生じた場合の補償です。
入院（日額）	傷害事故により入院した場合、**1,000日**を限度として、1日目から補償します。
手術	所定の手術を受けた場合、入院中の手術は**入院保険金日額の20倍**、外来の手術は5倍、**重大手術は40倍**(ただし、1事故につき1回にかぎります。)をお支払いします。
通院（日額）	傷害事故の発生の日から、その日を含めて**1,000日**以内の通院に対し、1日目から補償します。(**90日**限度)
介護補償（年額）	傷害事故の発生の日からその日を含めて180日以内にその事故によるケガにより所定の重度後遺障害を被り所定の要介護状態となった場合、181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間に対し補償します。 **1年間につき240万円**
被害事故補償	犯罪、ひき逃げによる事故により死亡・所定の重度後遺障害が生じた場合に補償します。 **1回の事故につき5,000万円限度**
救援者費用	航空機・船舶の行方不明や遭難等により、救援者が負担する捜索救助費用や交通費等を国内外問わず補償します。 **1年間につき500万円限度**
日常生活の賠償責任 (個人賠償責任補償:国内のみ示談交渉サービス付)	日常生活において、他人にケガをさせた場合等の法律上の損害賠償責任を国内外問わず補償します。 **1回の事故につき2億円限度**(自己負担額はありません。) また、受託品の損壊や盗取による損害賠償責任を補償します。(最大100万円まで)
公務員賠償責任保険（Z）	消防職務遂行に係わって、職員個人が訴えられた場合の損害賠償金・争訟費用(弁護士費用等)を補償します。
ポイント **●地震等によるケガ（天災危険）**	地震・噴火またはこれらによる津波によるケガについても死亡・後遺障害、入院、手術、通院、介護を補償します。
●O－157等（特定感染症）	O－157等の特定感染症を発病した場合、後遺障害、入院(発病からその日を含めて180日限度)、通院(発病日からその日を含めて180日以内で90日限度)を補償します。(死亡保険金は支払われません。)また、その発病を直接の結果として180日以内に死亡したことにより負担する葬儀費用(300万円限度)を補償します。

自転車事故にも対応!!

オプションプラン ✚

プラン内容	補償内容		プラン	月額保険料
(1) 救急救命士賠償責任保険	救急救命士として行う業務によって、職員個人が訴えられた場合の損害保険金（5,000万円限度）・争訟費用（500万円限度）を補償します。		I	**100** 円
ご本人のみ (2) 死亡・後遺障害上乗せ補償	死亡・後遺障害保険金が支払われた場合に保険金を上乗せしてお支払します。(このプランでは天災危険は補償されません。) ※熱中症危険補償特約セット		K1(　500万円)	**470** 円
			K2(1,000万円)	**940** 円
			K3(2,000万円)	**1,890** 円
(3) 生活動産・携行品補償（新価払）	家財 (住宅内生活用動産)	住宅内の家財が、盗難・水災や破損などにより損害を被った場合に年間100万円限度に補償します。(1事故につき自己負担額3,000円)	家族ぐるみコース（プランF）	**790** 円
	身の回り品 (携行品損害)	住宅外の身の回り品が、旅行・通勤中などに破損や盗難などにあった場合に年間30万円限度に補償します。(1事故につき自己負担額3,000円)	個人コース（プランP）	**700** 円
おすすめ (4) **弁護のちから**	法的トラブルの解決に要する弁護士費用とサポートです。詳細はP65をご確認ください。**(個人コースにご加入の場合のみご加入できます。)**		V1	**730** 円

補償額（保険金額）と保険料

(注)被保険者1名につき、加入できるのは1プランのみ

(職員本人には公務員賠償責任保険(Z)が自動セットされ、下記保険料に100円が追加されます。)

(保険期間1年、団体割引30%、大口団体割引10%、過去の損害率による割増率20%、職種級別A級、月払)

改定 家族ぐるみコース

ご家族が4人以上の方におすすめ!

ポイント 被保険者本人の配偶者やその他親族(被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。

※ご家族の範囲につきましては、P77をご確認ください。

プラン	G1	G2	G3
月額保険料	**6,670** 円	**11,010** 円	**14,730** 円
死亡・後遺障害保険金	**300** 万円	**900** 万円	**1,200** 万円
入院保険金(1日につき)	**4,500** 円	**7,500** 円	**12,000** 円
通院保険金(1日につき)	**3,000** 円	**4,000** 円	**5,000** 円

共　通	介護保険金 年間240万円／被害事故補償保険金 最高5,000万円／個人賠償責任保険金 1事故2億円限度／救援者費用保険金 500万円／手術保険金 入院中の手術は入院保険金日額の20倍、外来の手術は5倍、重大手術は40倍

(ご加入例)　家族構成：夫（職員）・妻・同居の子供2人

G3 14,830円/月

(家族ぐるみコースの特長)
①無記名式のため、このプラン1つで上記家族の4人すべてが補償の対象となります。
②補償内容は、ご家族で同一となります。

改定 個人コース

ご家族が3人以下の方におすすめ!

ポイント 加入(記名)した方のみが保険の対象となります。

プラン	T1	T2	T3
月額保険料	**1,970** 円	**3,170** 円	**4,200** 円
死亡・後遺障害保険金	**300** 万円	**900** 万円	**1,200** 万円
入院保険金(1日につき)	**4,500** 円	**7,500** 円	**12,000** 円
通院保険金(1日につき)	**3,000** 円	**4,000** 円	**5,000** 円

共　通	介護保険金 年間240万円／被害事故補償保険金 最高5,000万円／個人賠償責任保険金 1事故2億円限度／救援者費用保険金 500万円／手術保険金 入院中の手術は入院保険金日額の20倍、外来の手術は5倍、重大手術は40倍

(ご加入例)　家族構成：夫（職員）・妻・同居の子供1人の3人家族

夫

T3 4,300円/月 ＋

妻

T2 3,170円/月 ＋

子

T2 3,170円/月 ＝ **合計 10,640円/月**

(個人コースの特長)
①記名式のため、申込書に記載された方のみ補償の対象となります。
②補償の対象となる方ごとに、自由に補償内容を決めることができます。
(運動部に所属している子供のケガが心配なので、補償を手厚くしたい等の対応が可能です。)

※家族ぐるみコース・個人コースの注意事項
(1) 東京消防庁職員のみ保険期間中、損害賠償金1,000万円・争訟費用300万円を限度として公務員賠償責任保険(Z)がセットされます。(保険期間1年、月額保険料100円)
(2) 家族ぐるみコースにお申込みの場合、公務員賠償責任保険は申込人本人のみ対象となります。

※生活動産・携行品補償の注意事項
傷害総合保険の家族ぐるみコースに加入する場合、生活動産・携行品補償の個人コースへの加入はできません。また、個人コースに加入する場合、生活動産・携行品補償の家族ぐるみコースへの加入はできません。
家財(住宅内生活用動産)の補償対象は、日本国内に所在する被保険者の居住の用に供される加入申込書等記載の建物内の家財等にかぎります。(下表を参照ください。)

【家族ぐるみコース(会員本人が自宅に居住)】

		場所		
		自宅	自宅以外のお住まい	お子さまの下宿先
所有者	本人	○	×	×
	配偶者	○	×	×
	同居の親族	○	×	×
	別居の未婚の子	○	×	×

【家族ぐるみコース(会員本人が自宅以外に居住)】

		場所		
		自宅	自宅以外のお住まい	お子さまの下宿先
所有者	本人	×	○	×
	配偶者	×	○	×
	同居の親族	×	○	×
	別居の未婚の子	×	○	×

※傷害総合保険の保険金のお支払方法等重要な事項は、P76～83に記載していますので、必ずご確認ください。

おすすめ

弁護のちから

（弁護士費用総合補償特約セット傷害総合保険）

団体契約による割引で約24%(注)割安です。

弁護のちからは、傷害総合保険の特約です。

（注）団体割引30%、大口団体割引10%、過去の損害率による割増率20%

さまざまなトラブルが潜む中…法的トラブルについてはこのような声があります

Q.1 あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが起こったことはありますか？

実は、私たちの身の回りでは、さまざまな法的トラブルが起きています。

「ある」と答えた方　約6.5人に1人

出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」
（注）「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象とならないトラブル（多重債務、医療事故など）も含まれています。

万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、
専門家である「弁護士」に相談できたら安心です。でも・・・

Q.2 法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか？

「身近に相談できる弁護士がいない」という方が多いのが現状です。

出典：平成21年内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」をもとに損保ジャパンにて作成

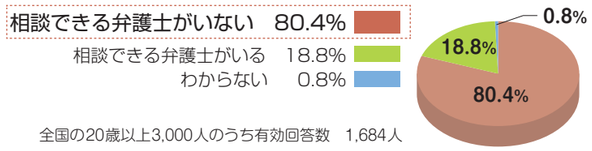

全国の20歳以上3,000人のうち有効回答数　1,684人

Q.3 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか？

「相談したいけれど費用が高そう」と感じている人が約6割もいます。

出典：平成21年内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」

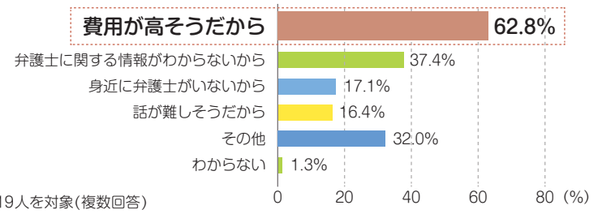

弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象（複数回答）

みなさまの声にお応えして、

弁護のちからは

あなたのちからになります！

弁護のちからの必要性

弁護のちからは、被害事故へ備えるための保険です。
加害事故（第三者への賠償）に備える補償は、傷害総合保険の基本プランに「日常生活の賠償責任」として個人賠償責任補償がセットされています。

特　長

① 弁護のちからは法的トラブルの解決に要する弁護士費用を補償します。

（注）ただし、損保ジャパンが事前に承認した費用にかぎります。

（1）法律相談・書類作成費用保険金　　法的トラブルが発生した初期段階で、まずは弁護士に相談したい・・・という場合に、法律相談・書類作成費用を補償します。金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

（2）弁護士費用保険金　　弁護士と相談した結果、弁護士との委任契約を締結し、訴訟を提起することになった場合等は、着手金・報酬金などの費用が発生しますが、これらを補償します。

② 相談できる弁護士が身近にいなくても安心！「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

③ 被害事故・嫌がらせ相談窓口

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。
警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。

（注1）　本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。
（注2）　ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
（注3）　ご利用は日本国内からにかぎります。
（注4）　本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
（注5）　「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。
事故サポートセンター：【受付時間】24時間365日　0120−727−110

"弁護のちから"が支える5つのトラブル

傷害総合保険の個人コースにご加入されている会員、配偶者、会員の同居の親族、会員の両親と兄弟姉妹がご加入できます。ただし、未成年の方が被保険者本人として加入することはできません。

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

未成年の方が被保険者本人として加入はできません。

トラブルの当事者

次の①～③の法的トラブルについては、被保険者ご本人だけでなく、お子さま（※1）が遭遇されたトラブルについても対象となります。

①被害事故

●路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
●インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。

②人格権侵害（※2）

●こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
● 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
●ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）上で いわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
●電車で痴漢被害を受けた。

③借地・借家

●賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
●アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
●借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。

トラブルの当事者

次の④～⑤の法的トラブルについては、被保険者ご本人に関わる調停等に要する弁護士への各種費用が対象となります。

④離婚調停（※3）初年度契約は、保険開始９１日目から補償対象となります。

●夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
●こどもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。

⑤遺産分割調停

●兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
●母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。

⚠ 遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象となります。

以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

●自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
●医療ミスによる被害事故に関するトラブル
●騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
●借金の利息の過払金請求に関するトラブル
●顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル
など

（※1）被保険者が親権を有する、未成年の子が対象となります。
（※2）人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。
（※3）離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償(※)

① 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

■保険金額（保険期間1年間につき）
通算300万円 限度

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士等への委任にかかった費用 ×（100%−自己負担割合10%）

② 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

■保険金額（保険期間1年間につき）
通算10万円 限度

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談・書類作成にかかった費用 − 自己負担額（免責金額） 1,000円

（※）日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。
⚠ いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払い事例（人格権侵害に関するトラブル）

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。
2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束をしてくれたため、合意書面を作成した。

弁護士等への委任にかかった費用　40万円
着手金 15万円、報酬金 25万円
→ 弁護士費用保険金のお支払い額
40万円×（100%−10%（自己負担割合））＝36万円

法律相談・書類作成にかかった費用　1万円
→ 法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額
1万円−1,000円（自己負担額）＝9,000円

合計 36万9,000円をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

補償額（保険金額）と保険料

（保険期間１年、職種級別A級、団体割引30% 大口団体割引10%、過去の損害率による割増率20%、月払）

補償内容（保険金の種類）	V1
月額保険料	730 円
弁護士費用（自己負担割合10%）	通算 300 万円限度
法律相談・書類作成費用（自己負担額1,000円）	通算 10 万円限度

【プラン選択時にご注意いただきたいこと】

■弁護士費用補償においては、加入者ご本人のみご加入いただいた場合、配偶者の方が被った法的トラブルは、補償の対象となりません。配偶者の方は、別途、ご加入いただく必要があります。（配偶者の方以外の同居のご親族の方等もご加入いただけます。）。

※弁護のちからの保険金のお支払方法等重要な事項は、P76～77、P81に記載していますので、必ずご確認ください。

おすすめ 弁護のちから

（弁護士費用総合補償特約セット傷害総合保険）

弁護士費用補償に関する保険責任について

■保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
■保険責任は保険期間開始日の午後４時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
■同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ１つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【保険責任の開始（原因事故発生日と保険期間との関係）（イメージ図）】

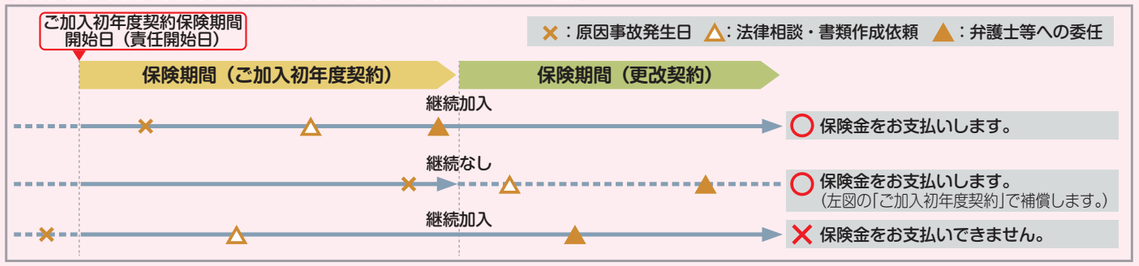

【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始（イメージ図）】

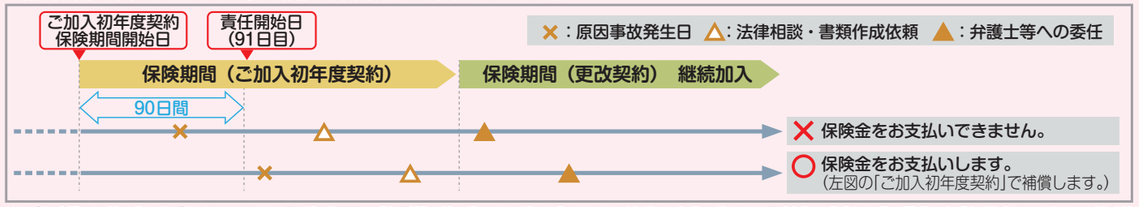

（注）「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日（中途加入の場合は中途加入日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります（責任開始日）。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたトラブルについては、保険金をお支払いできません。

自転車事故の例

個人賠償責任保険と弁護のちからの関係性

加害事故（第三者への賠償）

ニューパル傷害総合保険の個人賠償責任補償特約（自動セット）でカバー

自転車で歩行者に正面衝突し、歩行者の意識が戻らない状態となった。

賠償額 約9,500万円
（神戸地裁2013年7月4日判決）

被害事故（法的トラブル）

ニューパル傷害総合保険の弁護のちから（任意加入）でカバー

歩行中に自転車にひかれて大ケガ。加害者が賠償金を支払わないため、弁護士に示談交渉を依頼した。

弁護士費用 約80万円
内訳　着手金30万円，報酬金50万円

「弁護のちから」は自転車の被害事故等の法的トラブルへの備えとなる商品です。ニューパル傷害総合保険とあわせて「弁護のちから」にご加入いただくことで、自転車の**加害事故・被害事故**の両方に備えることができます。

長期療養補償保険

（団体長期障害所得補償保険）

団体契約による割引で30%(注)割安です。

（注）団体割引30%

うつ病などの精神障害により長期療養も補償！

特長　このプランは、職員本人が保険期間中に傷害または疾病（あわせて身体障害といいます）を被り、その直接の結果として就業障害となったときに、職員本人が被る損失を長期にわたって補償する保険です。

1. 長期にわたり仕事ができなくなった場合の**所得を補償**！
2. 医師の指示による**自宅療養も補償**！
3. **最長で60歳まで**保険金をお支払い！
（支払対象外期間180日）
※保険始期時年齢が55～59歳の方の対象期間は一律３年間となります。

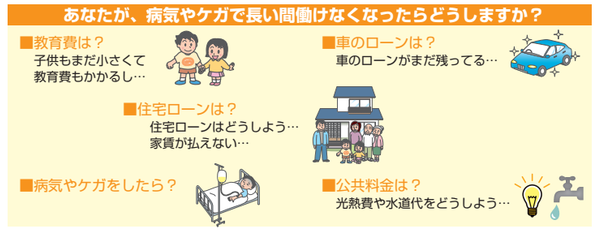

4. インフレで保険金が目減りしないようにインフレ対応機能があります！
5. **地震・噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる就業障害を補償**！
（プランA2、プランB2の場合）
（すでにプランA1、B1にご加入されている方でA1からA2、B1からB2への移行は告知不要です。）

支払対象外期間が180日間あるためスーパー医療保険「プランP・Q・R」の加入をご検討ください。

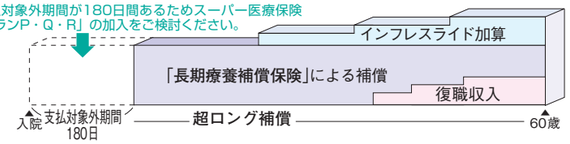

補償額（保険金額）と保険料

（保険期間１年、対象期間60歳まで、支払対象外期間180日、団体割引30%適用、月払、精神障害補償特約セット）

天災危険補償特約セット　天災危険補償特約セット

	プランA1		プランA2		プランB1		プランB2	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
補償金額（月額）	10万円		10万円		20万円		20万円	
満年齢	月額保険料							
18～19歳	878円	582円	895円	594円				
20～24	878円	582円	895円	594円				
25～29	880円	750円	897円	765円	1,759円	1,499円	1,794円	1,529円
30～34	927円	960円	945円	980円	1,854円	1,921円	1,891円	1,959円
35～39	1,089円	1,326円	1,111円	1,353円	2,179円	2,652円	2,223円	2,706円
40～44	1,516円	2,006円	1,546円	2,046円	3,032円	4,012円	3,092円	4,092円
45～49	2,000円	2,577円	2,040円	2,628円	4,000円	5,153円	4,080円	5,256円
50～54	2,335円	2,774円	2,382円	2,830円	4,670円	5,548円	4,763円	5,659円
55～59(注1)	2,129円	2,246円	2,172円	2,291円	4,258円	4,492円	4,343円	4,582円

（注１）保険始期時年齢が55～59歳の方の対象期間は一律最高３年間となります。
（注２）保険料は、保険始期日（中途加入の場合は、中途加入日）時点の満年齢によります。
（注３）ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
（注４）本保険は、介護医療保険料控除の対象となります。（令和7年4月現在）

＜告知の大切さについてのご説明＞
○上記の保険は加入にあたり健康に関する告知が必要です。告知書はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。
※ 口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「重要事項等説明書（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。

ゴルファー保険

団体契約による割引で30%(注)割安です。

（注）団体割引30%

ゴルファー保険

ゴルフのプレー中または練習中の事故を対象とするもので、他人に対する賠償責任のほか、ゴルフ用品の盗難、ゴルフクラブの破損およびホールインワン・アルバトロス費用などを補償する保険です。

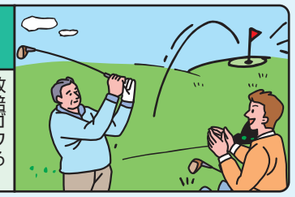

（保険期間１年、団体割引30%適用）

補償額（保険金額）＼プラン（一時払保険料）	X（3,000円）	Y（5,000円）
ホールインワン アルバトロス費用（万円）	15	30
ゴルフ用品損害（万円）	15	18
ゴルフ中の賠償責任	１事故5,000万円限度	

※長期療養補償保険・ゴルファー保険の保険金のお支払方法等重要な事項は、P76～77、P84～85、P86～87に記載していますので、必ずご確認ください。

スーパー医療保険

（医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約等セット団体総合保険）

団体契約による割引で16%(注)割安です。

（注）団体割引30%、過去の損害率による割増率20%

（注）①保険期間の途中でのプラン変更（プランの追加・プランの削除を含みます。）はできません。
詳細は報恩会までお問い合わせください。
②疾病入院保険金日額と傷害入院保険金日額は保険金日額20,000円が限度となりますので、
RとSC、RとSDを同時に加入することはできません。

【プランP・Q・R】

特　長

大好評！

別居の両親も加入できます!!

1. **日帰り入院**から１回の入院（１事故）につき**最長180日まで**補償します！
   ※日帰り入院とは１日のみ病室を使用した場合等のことをいい「入院料」の支払いの有無で判断します。
2. 手術保険金については一部の手術を除き**支払回数の制限はありません！**
3. 病気（PTSD(※1)を含みます。）やケガの入院・手術に加え、病気で入院し**退院後の通院**に関しても補償
4. プランQ・Rは、心疾患・高血圧性疾患・糖尿病といった**所定の生活習慣病**を手厚く補償!
5. 病気により万一お亡くなりになった際は、親族が負担する**葬祭費用**も限度額まで実費補償
6. 最長**満７９歳まで**継続可能！しかも告知のみで医師の診査は不要です。
   （新規加入または、上位プランへの変更は満69歳までとなります。）＊プランSA・SB・SC・SDへ変えて継続する場合は、新規加入扱となります。
   ＊告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
   ※１　PTSDとは、「心的外傷後ストレス障害」の略称です。

補償額（保険金額）と保険料

（保険期間１年、団体割引30%、過去の損害率による割増率20%、月払）
（手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット）

		プラン	P	Q(Q+Q1)	R(R+R1)
病気で	ケガで	日帰り入院OK! 入院した場合（疾病・傷害入院保険金）・[病気]１回の入院で180日限度 ・[ケガ]１事故で180日限度 病気による入院は通算で1,000日まで	１日につき 5,000 円	１日につき 5,000 円	１日につき 10,000 円
		手術をした場合（疾病・傷害手術保険金）　外来の手術	2.5万円	2.5万円	5万円
		入院中の手術	10万円	10万円	20万円
		重大手術	20 万円	20 万円	40 万円
		継続して4日を超えて入院し、退院後通院した場合（疾病退院後通院保険金）※ケガによる退院後通院は支払対象外です。 1回の入院につき通院30日まで	１日につき 2,500 円	１日につき 2,500 円	１日につき 5,000 円
		万一お亡くなりになった際、親族が負担する葬祭費用を実費でお支払い（疾病葬祭費用）	150 万円	150 万円	200 万円
所定の生活習慣病で		入院した場合、入院保険金に上乗せして１日目からお支払い（特定生活習慣病入院保険金） 1回の入院180日限度、通算で1,000日まで	——	１日につき 5,000 円	１日につき 5,000 円
		手術をした場合（特定生活習慣病手術保険金）　外来の手術	——	2.5万円	2.5万円
		入院中の手術	——	10万円	10万円
		重大手術	——	20 万円	20 万円
		継続して4日を超えて入院し、退院後に通院した場合に入院保険金に上乗せして1日目からお支払い（特定生活習慣病退院後通院保険金） 1回の入院につき通院30日まで	——	１日につき 2,500 円	１日につき 2,500 円

令和8年1月1日時点での満年齢	月額保険料		
0～24歳	790 円	840 円	1,570 円
25～29歳	960 円	1,020 円	1,920 円
30～34歳	1,160 円	1,250 円	2,310 円
35～39歳	1,260 円	1,380 円	2,510 円
40～44歳	1,410 円	1,610 円	2,860 円
45～49歳	1,810 円	2,150 円	3,670 円
50～54歳	2,390 円	2,940 円	4,890 円
55～59歳	3,480 円	4,390 円	7,180 円
60～64歳	4,850 円	6,180 円	9,990 円
65～69歳	7,230 円	9,160 円	14,730 円
70～74歳（新規加入はできません）	10,900 円	13,660 円	21,880 円
75～79歳（新規加入はできません）	15,810 円	19,590 円	30,970 円

＜告知の大切さについてのご説明＞
○**この保険は加入にあたり健康に関する告知が必要です。告知書はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。**
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「重要事項等説明書（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。
（注1）70～79歳は継続加入のみとなり、新規加入はできません。
（注2）保険料は、保険始期日（中途加入の場合は、中途加入日）時点の満年齢によります。
（注3）ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
（注4）本保険は、介護医療保険料控除の対象となります。ただし、疾病葬祭費用特約保険料を除きます。（令和7年4月現在）

【プランSA・SB・SC・SD】

特　長

別居の両親も加入できます!!

1. **日帰り入院**から１回の入院（１事故）につき**最長180日まで**補償します！
   ※日帰り入院とは１日のみ病室を使用した場合等のことをいい「入院料」の支払いの有無で判断します。
2. 手術保険金については一部の軽微な手術を除き**支払回数の制限はありません！**
3. **「先進医療」**に加え**「臓器移植」**も補償！
   〈先進医療〉病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更になることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。（https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html）
   〈臓器移植〉臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）の規定に基づいて摘出された臓器によって行われる移植術をいいます。
4. 最長**満89歳まで**継続可能！しかも告知のみで医師の診査は不要です。
   （新規加入または、上位プランへの変更は満79歳までとなります。）＊プランP・Q・Rへ変えて継続する場合は、新規加入扱となります。
   ＊告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
   （注）プランSA、SCはケガによる入院・手術は補償対象外であり傷害総合保険（P62）とセットでのご加入をおすすめします。

補償額（保険金額）と保険料

（保険期間１年、団体割引30%、過去の損害率による割増率20%、月払）
（手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット）

		プラン	SA	SB	SC	SD
病気で		日帰り入院OK! 入院した場合（疾病入院保険金） 1回の入院につき180日限度、通算で1,000日まで	１日につき 5,000 円	１日につき 5,000 円	１日につき 10,000 円	１日につき 10,000 円
		手術をした場合（疾病手術保険金）　外来の手術	2.5万円	2.5万円	5万円	5万円
		入院中の手術	10万円	10万円	20万円	20万円
		重大手術	20 万円	20 万円	40 万円	40 万円
ケガで		日帰り入院OK! 入院した場合（傷害入院保険金） 1事故につき180日限度、通算支払限度日額なし	補償対象外	１日につき 5,000 円	補償対象外	１日につき 10,000 円
		手術をした場合（傷害手術保険金）　外来の手術	補償対象外	2.5万円	補償対象外	5万円
		入院中の手術		10万円		20万円
		重大手術		20 万円		40 万円
ケガで病気で		先進医療や臓器移植術を受けた場合（先進医療等費用保険金）	１回につき 300 万円 限度	１回につき 300 万円 限度	１回につき 300 万円 限度	１回につき 300 万円 限度

令和8年1月1日時点での満年齢	月額保険料			
0～24歳	410 円	760 円	770 円	1,450 円
25～29歳	580 円	930 円	1,110 円	1,790 円
30～34歳	730 円	1,080 円	1,400 円	2,080 円
35～39歳	780 円	1,130 円	1,500 円	2,180 円
40～44歳	830 円	1,180 円	1,620 円	2,300 円
45～49歳	1,060 円	1,410 円	2,060 円	2,740 円
50～54歳	1,380 円	1,730 円	2,710 円	3,390 円
55～59歳	2,020 円	2,370 円	3,980 円	4,660 円
60～64歳	2,780 円	3,130 円	5,500 円	6,180 円
65～69歳	4,090 円	4,440 円	8,140 円	8,820 円
70～74歳	6,150 円	6,500 円	12,250 円	12,930 円
75～79歳	8,270 円	8,620 円	16,480 円	17,160 円
80～84歳（新規加入はできません）	12,320 円	12,670 円	24,590 円	25,270 円
85～89歳（新規加入はできません）	17,400 円	17,750 円	34,750 円	35,430 円

＜告知の大切さについてのご説明＞
○**この保険は加入にあたり健康に関する告知が必要です。告知書はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。**
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「重要事項等説明書（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。
（注1）80～89歳は継続加入のみとなり、新規加入はできません。
（注2）保険料は、保険始期日（中途加入の場合は、中途加入日）時点の満年齢によります。
（注3）ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
（注4）本保険は、介護医療保険料控除の対象となります。（令和7年4月現在）

※スーパー医療保険の保険金のお支払方法等重要な事項は、P76～77、P88～93に記載していますので、必ずご確認ください。

がん保険

（医療保険基本特約・がん保険特約等セット団体総合保険）

団体契約による割引で16%(注)割安です。

（注）団体割引30%、過去の損害率による割増率20%

（注）保険期間の途中でのプラン変更（プランの追加・プランの削除を含みます。）はできません。詳細は報恩会までお問い合わせください。

特　長　上皮内がんも対象!!

1. 「がんと診断され入院されたときの診断保険金」、「がんによる入院、手術、外来治療保険金」、「退院したときの一時金」を**ワイドに補償**する**1年更新型の保険**です！
2. **最長満89歳まで**継続可能！しかも**告知のみ**で医師の診査はいりません。
   （新規加入は満79歳までとなります。）＊告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
3. **がん診断保険金は1初めてがんと診断確定された場合、もしくは、2がんと診断確定されその治療を目的に入院を開始した場合、にお支払いします。また、支払事由に該当した翌日から2年経過後に再び2に該当した場合もお支払いします。**
4. **がん外来治療保険金は、入院を伴わない通院や往診だけの治療でもお支払い**します！
5. **すべてのプランで先進医療等費用を補償します。（1回につき支払限度額300万円）**

【先進医療とは？】
病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更になることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
（https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html）

【がん治療における具体例】※
◆悪性しゅように対する陽子線治療（固形がんに係るものにかぎります。）
◆重粒子線治療（固形がんに係るものにかぎります。）　など
※令和7年4月時点の例です。治療を受けた時点で先進医療に該当しない場合はお支払いの対象になりませんのでご注意ください。

※2回目以降の診断保険金は、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。
※加入依頼書および告知書の内容により、お引き受けできない場合や、特別な条件付きでお引き受けする場合があります。
※がん退院一時金は診断確定されて20日を超えて入院され、無事生存して退院した場合にお支払いします。また、2回目以降は、保険金が支払われることとなった最後の入院の退院日からその日を含めて30日に満たない日に開始した入院による退院については、保険金をお支払いしません。

がんの医療補償にスポットを当てた、安心で画期的な保険！

- 先進医療を受けたときは（大好評）：先進医療等費用保険金
- がんと闘う準備金として：診断保険金
- がんでの入院時に1日目から：入院保険金
- 手術の種類に応じて：手術保険金
- 退院されたときは：退院一時金
- がん治療の通院に：外来治療保険金

補償額（保険金額）と保険料

（保険期間1年、団体割引30%、過去の損害率による割増率20%、月払）
（手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約、がん外来治療保険金支払限度日数変更特約セット）

		プランAS	プランBS	プランCS
がん診断保険金		100万円	150万円	200万円
入院（1日につき）		10,000円	15,000円	20,000円
手術（1回につき）	外来の手術	5万円	7.5万円	10万円
	入院中の手術	20万円	30万円	40万円
	重大な手術	40万円	60万円	80万円
がん外来治療保険金（1日につき）		5,000円	7,500円	10,000円
がん退院一時金		10万円	15万円	20万円
先進医療等費用		1回につき 300万円 限度	1回につき 300万円 限度	1回につき 300万円 限度
令和8年1月1日時点での満年齢		月額保険料		
0～24歳		200 円	280 円	330 円
25～29歳		220 円	300 円	370 円
30～34歳		370 円	530 円	670 円
35～39歳		510 円	730 円	960 円
40～44歳		760 円	1,110 円	1,460 円
45～49歳		1,350 円	1,980 円	2,630 円
50～54歳		2,160 円	3,220 円	4,260 円
55～59歳		3,080 円	4,570 円	6,080 円
60～64歳		4,370 円	6,530 円	8,680 円
65～69歳		6,320 円	9,450 円	12,580 円
70～74歳		7,910 円	11,840 円	15,750 円
75～79歳		9,260 円	13,860 円	18,460 円
80～84歳（新規加入はできません）		9,960 円	14,910 円	19,850 円
85～89歳（新規加入はできません）		10,520 円	15,750 円	20,980 円

（注1）80～89歳は継続加入のみとなり、新規加入はできません。
（注2）保険料は、保険始期日（中途加入の場合は、中途加入日）時点の満年齢によります。
（注3）ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
（注4）本保険は、介護医療保険料控除の対象となります。（令和7年4月現在）

<告知の大切さについてのご説明>
○上記の保険は加入にあたり健康に関する告知が必要です。告知書はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。
※ 口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「重要事項等説明書（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。

※がん保険の保険金のお支払方法等重要な事項は、P76～77、P94～97に記載していますので、必ずご確認ください。

介護に対する備え

おすすめ 介護一時金
おすすめ 親孝行一時金

介護に対する備えはできていますか？

介護が必要な方が年々増加しています。

介護補償ニーズの高まり

■近年、高齢化の進展に伴い、要介護・要支援認定者は**約669万人**に達し、公的介護保険制度がスタートした2000年から**約2.7倍**に増加しています。
団塊の世代が75歳以上となる2025年以降はさらに増加すると想定され、介護に対する不安も高まっています。
〈厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」/2020年度〉

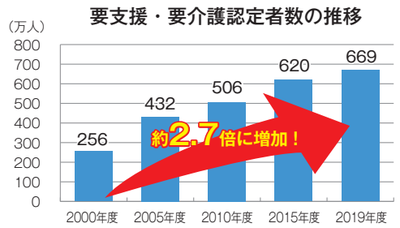

介護に要する費用と介護期間について

■公的介護保険制度では、利用した介護サービスの一部が自己負担となります。介護に要する費用は**月々「平均8.3万円」**、住宅改修など一時的に要する費用は**「平均74万円」**となっています（公的介護保険の対象とならない場合は全額自己負担となります）。

一時的な費用 平均74万円 ＋ 月々の費用 平均8.3万円 × 介護期間 平均61.1カ月 ＝ 約580万円の備えが必要

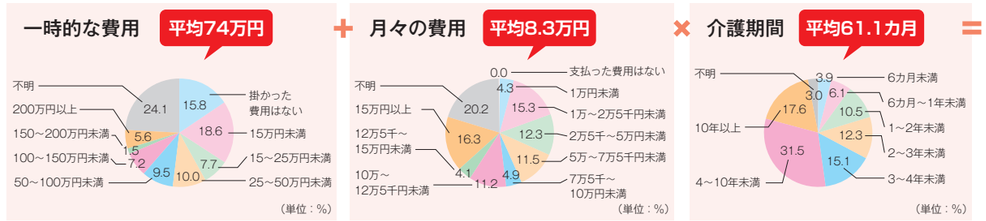

〈厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」/2020年度〉

会員本人または配偶者が介護状態となった場合の備えとして → 介護一時金 P72へ

親御さまが介護状態となった場合の備えとして → 親孝行一時金 P73へ

SOMPO笑顔倶楽部の内容

認知症サポート SOMPO笑顔倶楽部 のご案内

SOMPO笑顔倶楽部は、MCI（軽度認知障害）の早期発見や認知機能低下の予防に寄与するサービスから、万が一要介護状態になった場合の介護サービス紹介等まで一貫した有用な情報をWEB上で加入者の皆さまにご提供します。
（注）SOMPO笑顔倶楽部のURLやご利用方法につきましてはご加入後にご案内します。

「SOMPO笑顔倶楽部」の主なコンテンツ

認知症知識・最新情報	認知症やMCI、介護に関する基礎知識や最新情報をご提供します。
認知機能チェック	認知症・MCIの予兆を把握（チェック）するサービスを提供します。認知機能チェックを習慣化し、自身の変化を捉えることが予防につながります。
サービスナビゲーター	お客さまの日常生活の状況やお住まいの地域等から、認知機能低下予防に向けておススメのサービスを提示します。
認知機能低下の予防サービスの紹介	予兆把握、運動、睡眠、学習、言語、音楽、心理相談など、認知機能低下の予防につながるサービスをご紹介します。※パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。
介護に関するサービスの紹介	SOMPOホールディングスグループの介護会社「SOMPOケア」を中心とした介護に関するサービスをご紹介します。※パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。

（注1）本サービスは、サービス利用時点における親孝行一時金支払特約セット新・団体医療保険の加入者さま、被保険者さまおよびそのご家族の方がご利用できます。
（注2）お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合があります。
（注3）本サービスはSOMPO笑顔倶楽部を運営する損保ジャパンのグループ会社および提携先の企業が提供するサービスです。
（注4）本サービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパンが紹介をするものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客様のご負担となります。
（注5）本サービスは予告なく変更または中止する場合があります。
（注6）本サービスの詳しい内容につきましては、SOMPO笑顔倶楽部のサービス利用規約をご確認ください。
（注7）本サービスのご利用方法については、ご加入いただいた皆さまに後日お配りする案内チラシに記載してますのでご確認ください。

おすすめ 介護一時金

（医療保険基本特約・介護一時金支払特約セット団体総合保険）

団体契約による割引で16%(注)割安です。

（注）団体割引30%、過去の損害率による割増率20%

特　長

会員本人およびその配偶者の方に介護が必要になったときのために…
※会員本人およびその配偶者の方がご加入できます。

❶ **所定の介護状態になった場合に一時金をお支払いします。**
要介護2から5の認定を受けた場合、もしくは損保ジャパン所定の要介護状態（要介護２から５相当）に該当し、90日を超えて継続した場合に、会員本人または配偶者へ保険金として一時金をお支払いします。
※要介護2･･･歩行･立ち上がりが一人でできない状態

❷ **SOMPO笑顔倶楽部（WEBサービス）をご提供します。**
「自分が仕事を続けるためには家事を誰かに頼みたい」
「配食サービスや見守りサービスを頼みたい」
といったお悩みを解消するため、損保ジャパンの提携事業者によるサービスをご紹介します。

❸ **介護に必要とされる580万円相当額に近い介護一時金500万円プランと加入いただきやすい300万円プランの2つのプランをご用意しました。**

❹ **介護一時金は、スーパー医療またはがん保険にご加入していなくても単独でご加入できます。**

補償額と保険料

（保険期間1年、団体割引30%、過去の損害率による割増率20%、月払）

＜告知の大切さについてのご説明＞
○**この保険は加入にあたり健康に関する告知が必要です。告知書は会員本人、配偶者（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。**
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
（代理告知する場合）配偶者（同居・別居を問わない）の告知につきましては、会員本人が必ず配偶者の健康状態等をご確認のうえ、告知してください。
○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「重要事項等説明書（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。
（注1）満80～89歳は継続加入のみとなり、新規加入はできません。
（注2）保険料は、保険始期日（中途加入の場合は、中途加入日）時点の満年齢によります。
（注3）ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
（注4）本保険は、介護医療保険料控除の対象となります。（令和7年4月現在）

プラン	U1	U2
介護一時金	300万円	500万円
会員本人･配偶者の令和8年1月1日時点の満年齢	月額保険料	
0歳～24歳	30円	40円
25歳～29歳	30円	40円
30歳～34歳	30円	40円
35歳～39歳	30円	40円
40歳～44歳	60円	100円
45歳～49歳	140円	230円
50歳～54歳	280円	460円
55歳～59歳	580円	970円
60歳～64歳	1,160円	1,930円
65歳～69歳	1,980円	3,300円
70歳～74歳	4,210円	7,010円
75歳～79歳	8,820円	14,700円
80歳～84歳（新規加入はできません。）	17,750円	29,580円
85歳～89歳（新規加入はできません。）	33,130円	55,210円

※介護一時金の保険金のお支払方法等重要な事項は、P76～77、P98～99に記載していますので、必ずご確認ください。

おすすめ 親孝行一時金

（医療保険基本特約・親孝行一時金支払特約セット団体総合保険）

団体契約による割引で16%(注)割安です。

（注）団体割引30%、過去の損害率による割増率20%

特　長

親御さま※に介護が必要となったときの「仕事と介護」の両立のために…
※会員本人のご両親と配偶者のご両親（同居･別居は問いません。）

❶ **一時金300万円をお支払いします！**
親御さまに介護が必要になった場合の「金銭的負担」に備え、親御さまが公的介護認定制度における**“要介護２以上”**に該当し、90日を超えて継続した場合に、親御さまへ保険金として一時金をお支払いします！　※要介護2…歩行･立ち上がりが一人でできない状態

❷ **新規加入は、親御さまの年齢が79歳まで可能です。**
継続は、親御さまの年齢が89歳までとなります。

❸ **SOMPO笑顔倶楽部（WEBサービス）をご提供します。**
「自分が仕事を続けるためには家事を誰かに頼みたい」
「親のために配食サービスや見守りサービスを頼みたい」
といったお悩みを解消するため、損保ジャパンの提携事業者によるサービスをご紹介します。

❹ **親孝行一時金は、スーパー医療またはがん保険にご加入していなくても単独でご加入できます。**

補償額と保険料

（保険期間1年、団体割引30%、過去の損害率による割増率20%、月払）

＜告知の大切さについてのご説明＞
○**この保険は加入にあたり健康に関する告知が必要です。告知書は親御さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。**
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
（代理告知する場合）親御さま（同居・別居を問わない）の告知につきましては、会員本人が必ず親御さまの健康状態等をご確認のうえ、告知してください。
○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「重要事項等説明書（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。
（注1）満80～89歳は継続加入のみとなり、新規加入はできません。
（注2）保険料は、保険始期日（中途加入の場合は、中途加入日）時点の満年齢によります。
（注3）ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
（注4）本保険は、介護医療保険料控除の対象となります。（令和7年4月現在）

プラン	O
親孝行一時金	300万円
会員本人･配偶者の親御さまの令和8年1月1日時点の満年齢	月額保険料
40歳～44歳	50円
45歳～49歳	100円
50歳～54歳	190円
55歳～59歳	370円
60歳～64歳	770円
65歳～69歳	1,670円
70歳～74歳	3,540円
75歳～79歳	7,420円
80歳～84歳（新規加入はできません。）	14,930円
85歳～89歳（新規加入はできません。）	27,860円

※親孝行一時金の保険金のお支払方法等重要な事項は、P76～77、P98～99に記載していますので、必ずご確認ください。

保険金のお支払例について

保険金のお支払例

※実際のお支払いは、事故の状況やおケガの状態、ご加入いただいている内容によって異なります。

保険の種類	加入タイプ（記名加入者）	お支払いとなる事故例	治療期間 損害内容	補償（限度）額	支払内容	支払保険金
傷害総合保険	家族ぐるみコースG2	会員が消火活動中に倒れてしまい、救急車で搬送され、熱中症と診断された場合	入院　1日 通院　3日	入院日額　7,500円 通院日額　4,000円	7,500円×1日＋4,000円×3日	19,500円
		妻が交通事故にあいケガをした場合	入院　10日 通院　100日	入院日額　7,500円 通院日額　4,000円	7,500円×10日＋4,000円×90日 （通院保険金は事故の発生の日から1,000日以内で90日限度）	435,000円
	個人コースT2（長男）	長男が自転車で他人にぶつかり、長男、相手ともにケガをした場合	（長男）通院　10日 （相手）骨折で入院	通院日額 T2　4,000円 賠償責任 1事故2億円限度	長男のケガ （傷害）4,000円×10日 相手に対する賠償 （賠償）治療費20万円、休業損害30万円 相手に30%の過失があると保険会社が認定 （20万円＋30万円）×（100%－30%）	40,000円 350,000円 計390,000円
	生活動産・携行品補償（家族型）	落雷により自宅のテレビがショートして壊れた場合	・テレビ	住宅内生活用動産補償額 100万円 （1事故につき自己負担額3,000円）	テレビの修理代が10万円だった場合 100,000円－3,000円（自己負担額）	97,000円
		会員が旅行中にカバンを盗まれてしまった場合（盗難届受理番号が必要です。）	・カバン、財布、その他	携行品損害補償額 30万円 （1事故につき自己負担額3,000円）	カバン5万円　財布代1万円　その他1万円だった場合 70,000円－3,000円（自己負担額）	67,000円
	弁護のちから（弁護士費用総合補償）	（人格権侵害に関するトラブル） 昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束をしてくれたため、合意書面を作成した。	弁護士費用保険金 法律相談・書類作成費用保険金	弁護士費用保険金　300万円 法律相談・書類作成費用保険金 10万円	弁護士等への委任にかかった費用　40万円（着手金 15万円、報酬金 25万円）→ 弁護士費用保険金のお支払い額 40万円×（100%－10%（自己負担割合））＝36万円 法律相談・書類作成にかかった費用　1万円 → 法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額 1万円－1,000円（自己負担額）＝9,000円	369,000円
長期療養補償保険	A1（会員：34歳男性）	会員が令和8年2月1日病気で倒れて入院する。	令和13年8月1日 退院して一部復職 （ただし、所得喪失率50%） 令和15年8月1日 治ゆして完全復職	就業障害が発生して181日目から長期療養補償保険で補償 月額10万円	（181日目から令和15年7月31日まで） 令和8年8月1日から令和13年7月31日（5年間） 10万円×60か月＋インフレ加算＝600万円＋インフレ加算 令和13年8月1日から令和15年7月31日（2年間） 10万円×50%×24か月＋インフレ加算＝120万円＋インフレ加算	600万円＋120万円＋インフレ加算 ＝720万円＋インフレ加算 計720万円＋インフレ加算
ゴルファー保険	プランY	会員がホールインワンを達成した場合	・友人との祝賀会 ・記念品配布	ホールインワン・アルバトロス費用 補償額30万円	祝賀会費用20万円 記念名入りタオル配付3,000円×50本＝150,000円 費用計350,000円	（補償上限額） 300,000円
スーパー医療保険	プランQ（会員：39歳）	会員が糖尿病と診断され入院した場合	入院　20日 退院後通院　10日 （退院後120日以内）	入院日額　5,000円 退院後通院日額　2,500円 特定生活習慣病入院日額　5,000円 特定生活習慣病退院後通院日額　2,500円	入院　5,000円×20日間×2（入院日額＋特定生活習慣病入院日額）＝200,000円 通院　2,500円×10日間×2（退院後通院日額＋特定生活習慣病退院後通院日額）＝50,000円	250,000円
	プランSA（会員：39歳）	会員が胃かいようと診断され入院、入院中に手術を受けた場合	入院 10日（手術も実施）	入院日額　5,000円 手術保険金 入院日額の20倍	入院　5,000円×10日間＝　50,000円 手術　5,000円×20倍　＝100,000円	150,000円
がん保険	プランAS（会員：44歳）	会員が胃がんと診断されて入院し、開腹で根治手術をした場合	入院　30日 通院　50日	がん診断保険金　100万円 入院日額　10,000円 退院一時金　10万円 外来治療保険金日額　5,000円 手術保険金（根治手術）	がん診断　100万円＋退院一時金　100,000円＝1,100,000円 がん根治手術10,000円×40倍＝400,000円 入　院　10,000円×30日＝300,000円 外来治療　5,000円×50日＝250,000円	2,050,000円
介護一時金（介護一時金支払特約）	プランU2	会員が要介護２に認定された場合、または損保ジャパン所定の要介護状態となり、所定の期間を超えて継続した場合	介護に必要な金銭的負担	一時金　500万円	介護一時金　5,000,000円	5,000,000円
親孝行一時金（親孝行一時金支払特約）	プランO	会員の父が要介護2に認定され、所定の期間を超えて継続した場合	介護に必要な金銭的負担	一時金　300万円	親孝行一時金　3,000,000円	3,000,000円

※スーパー医療保険は医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約等セット団体総合保険、がん保険は医療保険基本特約・がん保険特約等セット団体総合保険、長期療養補償保険は団体長期障害所得補償保険、介護一時金は介護一時金支払特約、親孝行一時金は親孝行一時金支払特約のペットネームです。

ニューパル（損害保険）

契約概要のご説明

WEBでお手続きの場合は、「加入申込書」は「加入画面」「告知書」は「告知画面」「ご記入・ご署名」は「ご入力」と読み替えください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方、補償を受けられる方)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。】
また、ご契約(加入)の際は、ご契約内容をご家族の方にもお知らせください。

ニューパルのあらまし

(傷害総合保険、スーパー医療保険、がん保険、介護一時金、親孝行一時金、長期療養補償保険、ゴルファー保険)

■商品の仕組み：ニューパルは以下の各種保険により構成されます。
・傷害総合保険：傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
・公務員賠償責任保険：傷害総合保険にセットされる公務員賠償責任保険は公務員賠償責任保険普通約款に各種特約をセットしたものです。
・スーパー医療保険：団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約や疾病保険特約・傷害保険特約など各種特約条項をセットしたものです。
・がん保険：団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約やがん保険特約など各種特約条項をセットしたものです。
・長期療養補償保険：団体長期障害所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
・ゴルファー保険：賠償責任保険普通保険約款にゴルフ特約など各種特約をセットしたものです。
・介護一時金支払特約：団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、介護一時金支払特約をセットしたものです。
・親孝行一時金支払特約：団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、親孝行一時金支払特約をセットしたものです。
■保険契約者：一般財団法人東京消防協会
■保険期間：令和8年1月1日午後4時から1年間となります。
■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料等は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
●加入対象者(お申込手続きできる方)：東京消防協会の会員
●被保険者：P77の表をご確認ください。ご不明な点がございましたら取扱代理店(有)報恩会までお問い合わせください。
●お支払方法：令和8年1月給与からの控除となります。(12回払)、ゴルファー保険は令和8年1月給与1回控除となります。
●お手続方法：ご加入いただく状況や保険種類によって異なります。下記をご確認ください。

【傷害総合保険】【長期療養補償保険】【ゴルファー保険】

下表のとおり必要書類にご記入のうえ、とりまとめをしていただく各所属担当者までご提出ください。

ご加入対象者		お手続方法
新規加入者の皆さま		インターネットでのお手続きとなります。 ※救急救命士賠償責任保険にも新規でご加入する場合は、インターネット手続き対象外です。必要事項をご記入のうえ加入申込書兼告知書をご提出いただきます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入申込書兼告知書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	インターネットでのお手続きとなります。加入内容をご確認いただき、お申し込みください。(お手続きいただかなくても、同等条件で自動更新されます。) ※紙の加入申込書が配布されている方はＷＥＢでのお手続きの対象外です。従来どおり加入申込書をご提出ください。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※	インターネットでのお手続きとなります。 ※1 救急救命士賠償責任保険を追加してご加入する場合は、インターネット手続き対象外です。必要事項をご記入のうえ加入申込書兼告知書をご提出いただきます。 ※2 長期療養補償保険の補償を拡大する場合は再度告知が必要です。
	継続加入を行わない場合	インターネットでのお手続きとなります。 ログインいただき脱退のお手続きをお願いいたします。 ※紙の加入申込書が配布されている方はＷＥＢでのお手続きの対象外です。加入申込書に大きく「×」をしてご提出ください。

※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入申込書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入申込書の修正方法等は(有)報恩会までお問い合わせください。
(注)傷害総合保険の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

【公務員賠償責任保険】

会員本人は、傷害総合保険に自動セットとなります。

【スーパー医療保険、がん保険、介護一時金、親孝行一時金】

下表のとおり必要書類にご記入のうえ、とりまとめをしていただく各所属担当者までご提出ください。

ご加入対象者		お手続方法
新規加入者の皆さま		インターネットでのお手続きとなります。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合	インターネットでのお手続きとなります。加入内容をご確認いただき、お申し込みください。(お手続きいただかなくても、同等条件で自動更新されます)
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	インターネットでのお手続きとなります。 ※保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合は再度告知をいただく場合があります。
	継続加入を行わない場合	インターネットでのお手続きとなります。 ログインいただき脱退のお手続きをお願いいたします。

●中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。ご加入を希望される方は取扱代理店(有)報恩会までお問い合わせください。契約内容変更依頼書送付状と加入申込書兼告知書をご提出ください。
●中途脱退・変更：この保険から脱退(解約)される場合や内容を変更される場合は、契約内容変更依頼書送付状を取扱代理店(有)報恩会へご提出ください。毎月20日締切で翌々月1日付けでの変更となります。

●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。(公務員賠償責任保険・救急救命士賠償責任保険・長期療養補償保険・ゴルファー保険)
団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。(傷害総合保険・スーパー医療保険・がん保険・介護一時金・親孝行一時金)また、団体のご加入人数が１０名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
■満期返れい金・契約者配当金：ニューパルの各種保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
■保険料控除制度：スーパー医療保険、がん保険、長期療養補償保険、介護一時金、親孝行一時金
お支払いいただいた保険料のうち医療や介護の補償部分については介護医療保険料控除の対象となります。ただし、疾病葬祭費用特約保険料を除きます。(令和7年4月現在)
傷害総合保険・ゴルファー保険は控除対象外となります。

●被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)一覧

保険名称		コース等	会員本人	会員の配偶者	同居(※7) 会員の子供	同居(※7) 会員の親族(※1)	別居 会員の子供	別居 会員の親族(※1)
傷害総合保険		家族ぐるみコース(※2)(※5)	記名で補償	補償	補償	補償	補償(未婚の子供に限ります。)	×
		個人コース(※5)	記名で補償	記名で補償	記名で補償	記名で補償	記名で補償	記名で補償(会員の両親と兄弟姉妹がご加入できます。)
		公務員賠償責任保険	記名で補償(東京消防庁職員のみ)	×	×	×	×	×
	オプション補償※オプションのみの加入はできません。	救急救命士賠償責任保険	記名で補償(東京消防庁職員のみ)	×	×	×	×	×
		死亡・後遺障害上乗せ補償	記名で補償	×	×	×	×	×
		生活動産・携行品補償(家族ぐるみコース)	記名で補償	補償(※3)	補償(※3)	補償(※3)	補償(※3)(未婚の子供に限ります。)	×
		生活動産(個人コース)	記名で補償	補償(※4)	補償(※4)	補償(※4)	補償(※4)(未婚の子供に限ります。)	記名で補償(会員の両親と兄弟姉妹がご加入できます。)未成年は×
		携行品補償(個人コース)	記名で補償	記名で補償	記名で補償	記名で補償	記名で補償	
		弁護のちから(※6)(個人コースのみ)	記名で補償	記名で補償	記名で補償未成年は×	記名で補償未成年は×	記名で補償未成年は×	
長期療養補償保険			記名で補償	×	×	×	×	×
ゴルファー保険			記名で補償	記名で補償	記名で補償	記名で補償	記名で補償	記名で補償(会員の両親と兄弟姉妹がご加入できます。)
スーパー医療保険			記名で補償	記名で補償	記名で補償	記名で補償	記名で補償	記名で補償(会員の両親のみ)
がん保険			記名で補償	記名で補償	記名で補償	記名で補償	記名で補償	記名で補償(会員の両親のみ)
介護一時金			記名で補償	記名で補償	×	×	×	×
親孝行一時金			×	×	×	会員の両親 配偶者の両親	×	会員の両親 配偶者の両親

(※1)親族とは、会員のご両親や兄弟姉妹、配偶者のご両親等の会員の6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
(※2)被保険者本人の配偶者やその他親族(被保険者本人またはその配偶者の①同居の親族②別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます。)の子)についても保険の対象となります。被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の区別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
(※3)補償対象は、日本国内に所在する被保険者の居住の用に供される加入申込書等記載の建物に収納されている生活用動産にかぎります。
(※4)保険の目的としたい生活用動産を収容する住宅が会員本人と異なる場合は、別途「個人コース」に加入いただく必要があります。別途「個人コース」ご加入いただく際、WEBシステムの所定の欄、もしくは加入申込書裏面にご住所をご入力、ご記入することで補償の対象となります。
(※5)傷害総合保険の賠償責任には以下の方も対象となります。
●記名被保険者が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎります。)。ただし、記名被保険者に関する事故にかぎります。
●(※2)のいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の区別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
(※6)弁護士費用補償に加入される場合は、未成年者を除きます。
(※7)二世帯住宅で建物内部で行き来ができず、各世帯の居住空間の区分が明確な場合は、別居として取り扱います。

加入にあたっての注意点…傷害総合保険

（契約概要のご説明）

＜傷害総合保険＞　補償の内容【　保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合　】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。
（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。
（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について
■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内外補償）	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の４％～ 100％をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4％～ 100％）	
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、１日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額　×　入院日数（1,000日限度）	
	手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） 手術（重大手術（※3）以外） ＜入院中に受けた手術の場合＞　手術保険金の額＝入院保険金日額×20（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞　手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍） 重大手術（※3） 手術保険金の額＝入院保険金日額×40（倍） （注）重大手術を受けた場合は入院中･外来を問わず､入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。 （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 （※3）重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術（穿頭術を含みます。） ②開胸手術および開腹手術（胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。） ③四肢切断術（手指・足指を除きます。） ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵（すい）臓・腎（じん）臓（それぞれ、人工臓器を除きます。）の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する移植手術にかぎります。	
	通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数（事故の発生の日から1,000日以内の90日限度） （注１）通院されない場合であっても、ケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等（※）を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 （※）ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 （注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	
	介護保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害（※）が生じ、所定の要介護状態となった場合、181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間に対し、1年間につき、介護保険金年額をお支払いします。重度後遺障害による要介護状態である期間に1年未満の端日数がある場合は、1年を365日とした日割計算により介護保険金の額を決定します。 介護保険金の額＝介護保険金年額×要介護期間（年）（事故の発生の日から181日目以降の要介護状態である期間） （※）「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。 （注）介護保険金と被害事故補償保険金は対象となる重度後遺障害の範囲が異なります。	

【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約】
特定感染症（※）を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金（180日限度）、通院保険金（180日以内の90日限度）をお支払いします。また、発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者の親族等が負担された葬祭費用（実費）に対し、300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いします。
ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。
（※）「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。令和７年4月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症（O－157を含みます。）等が該当します。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
被害事故（国内外補償）	被害事故補償（注）	被保険者が、被害事故により死亡された場合または所定の重度後遺障害（※）が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。 ①自賠責保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金 など （※）「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。 （注）介護保険金と被害事故補償保険金は対象となる重度後遺障害の範囲が異なります。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合 被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の親族のうち3親等内の方、被保険者の同居の親族 など
物の損害の補償	携行品損害（国内外補償）（注）	偶然な事故により携行品（※1）に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額（※2）を基準に算出した損害額から免責金額（1回の事故につき3,000円）を差し引いた金額をお支払いします。 ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 （※1）「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物（物置、車庫その他の付属建物を含みます。）外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。 （※2）「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 （注1）乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 （注2）次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、原動機付自転車、船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■漁具 ■預貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、手形その他の有価証券（小切手を除きます。）およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故 ⑩置き忘れ（※）または紛失 ⑪楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 など （※）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
	住宅内生活用動産（国内のみ補償）（注）	（1）損害保険金 日本国内に所在する被保険者（※1）の居住の用に供される加入依頼書等記載の建物（※2）に収容されている被保険者が所有する生活用動産（※3）について、日本国内における偶然な事故によって生じた損害に対して、再調達価額（※4）を基準に算出した損害額から免責金額（1回の事故につき3,000円）を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、住宅内生活用動産の保険金額を限度とします。 （※1）この特約における被保険者は次のとおりです。 ア．本人 イ．本人の配偶者 ウ．本人またはその配偶者の同居の親族 エ．本人またはその配偶者の別居の未婚の子 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 （注）加入依頼書等記載の建物（※2）に収容されている生活用動産が対象になりますので、それ以外の単身赴任先・就学に伴う下宿先等の建物に収容されている生活用動産は対象になりません。 （※2）「建物」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅建物をいいます。土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干、外灯設備等の屋外設備・装置を除きます。 （※3）「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、什器、衣服、その他の生活に通常必要な動産をいい、物置、車庫その他の付属建物に収容される生活用動産ならびに敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車を含みます。 （※4）「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 （注1）生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等に盗難による損害が生じた場合、合計して5万円を損害額の限度とします。 （注2）貴金属等の場合は時価額とし、1個または1組の時価額が30万円を超える貴金属等の場合は30万円を損害額の限度とします。 （2）費用保険金 ①臨時費用保険金 （1）の損害保険金をお支払いする場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対し、臨時費用保険金として損害保険金の10％に相当する額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。 ②残存物取片づけ費用保険金 （1）の損害保険金をお支払いする場合において、その事故によって損害を受けた生活用動産の残存物取片づけ費用に対し、残存物取片づけ費用保険金として損害保険金の10％に相当する額を限度に残存物取片づけ費用の額をお支払いします。 ③失火見舞費用保険金 保険の対象または保険の対象を収容する加入依頼書等記載の建物から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の所有物の滅失、損傷または汚損が生じた場合に、見舞金等の費用に対し、失火見舞費用保険金として被災世帯（※1）の数に1被災世帯あたりの支払額（20万円）を乗じて得た額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、生活用動産の保険金額または損害額の再調達価額（※2）のいずれか低い額の20％に相当する額を限度とします。 （※1）「被災世帯」とは、失火見舞費用保険金のお支払対象となる損害が生じた世帯または法人をいいます。 （※2）「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。 （注）次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機およびこれらの付属品 ■通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物。ただし、生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等に盗難による損害が生じた場合は、これらを保険の対象として取り扱います。 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ■商品・製品等 ■業務用の什器・備品等 ■テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物 など	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④欠陥 ⑤自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑥機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故 ⑧置き忘れ（※）または紛失 ⑨楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断または打楽器の打皮の破損 ⑩楽器の音色または音質の変化 ⑪保険の対象である生活用動産が加入依頼書等記載の建物外および付属建物外にある間に生じた事故による損害。ただし、敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車に生じた事故を除きます。 ⑫運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた損害 など （※）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

ニューパル（損害保険）

加入にあたっての注意点…傷害総合保険

（契約概要のご説明）

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任	**個人賠償責任（国内外補償）（注）**	日本国内または国外において、被保険者（※1）が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（自己負担額はありません。）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者（※1）の日常生活（住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物（受託品）（※2）を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等（※3）を運行不能にさせた場合 （※1）この特約における被保険者は次のとおりです。 ア．本人 イ．本人の配偶者 ウ．本人またはその配偶者の同居の親族 エ．本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ．本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎります。）。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ．イ．からエ．までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 （※2）次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 など （※3）「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両（※1）、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ・置き忘れ（※2）または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹（ひょう）、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など （※1）次のア．からエ．までのいずれかに該当するものを除きます。 ア．主たる原動力が人力であるもの イ．ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ．身体障がい者用の車（※3）および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ．移動用小型車および遠隔操作型小型車 （※2）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 （※3）身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。
費用の補償	**救援者費用（国内外補償）（注）**	保険期間中に以下①から③までのいずれかに該当した場合、ご契約者、被保険者またはその親族の方が負担した費用（※1）に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救援者費用等の保険金額を限度とします。 ①被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察等の公的機関により確認された場合 ③住宅（※3）外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合 （※1）次のア．からオ．までの費用がお支払いの対象となります。 ア．捜索救助費用 遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用。 イ．交通費 救援者（※4）の現地（※5）までの航空機等の1往復分の運賃（救援者2名分を限度とします。）。 ウ．宿泊料 現地および現地までの行程における救援者のホテル等の宿泊料（救援者2名分、かつ救援者1名につき14日分を限度とします。）。 エ．移送費用 被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移転費。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きます。 オ．諸雑費 救援者の渡航手続費および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等（国外20万円、国内3万円を限度とします。）。 （※3）「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅をいい、その敷地を含みます。 （※4）「救援者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族（これらの方の代理人を含みます。）をいいます。 （※5）「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハンググライダー搭乗等危険な運動を行っている間の事故 ⑩頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
弁護士費用（日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象）	**弁護士費用（注）** **弁護士費用保険金＋法律相談・書類作成費用保険金**	被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下1から5までのいずれかに該当するトラブル（※1）について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、以下1・2・5のトラブルの場合は、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。なお、1・5のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。 **1．被害事故に関するトラブル** ケガを負わされた、財物を壊された、盗取（※2）にあった等の被害を被ったことによるトラブルをいいます。 **2．借地または借家に関するトラブル** 賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者の未成年の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉（賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。）に関するトラブルを含みません。 **3．離婚調停に関するトラブル** 被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。 ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。 なお、法律上の婚姻関係の解消にかぎり、協議離婚によるものを含みません。 （注1）原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。 （注2）保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。 **4．遺産分割調停に関するトラブル** 被保険者と他の相続人との間の遺産分割または遺留分侵害額請求（※3）における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。 （注）保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。 **5．人格権侵害に関するトラブル** 不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 （注）警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。 （注）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ①被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額 ②保険金請求権者が行った最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額 （※1）日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。 （※2）詐取、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎります。 （※3）遺留分侵害額請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。 （※4）同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。 保険金種類：弁護士費用保険金 お支払いする保険金の額：弁護士等への委任（※4）によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。 弁護士費用保険金の額＝損害の額×（100%－自己負担割合10%） 保険金種類：法律相談・書類作成費用保険金 お支払いする保険金の額：弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用（※4）の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 法律相談・書類作成費用保険金の額＝損害の額－自己負担額　1,000円	**【全トラブルに共通の事由】** ①故意、重大な過失または契約違反 ②自殺行為（※）、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーまたは危険ドラッグ等の使用 ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。 ⑧被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル ⑨主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由 ⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル（過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。）。ただし、盗取による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 ⑪保険契約または共済契約に関する事由。ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 など （※）この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合については保険金をお支払いします。 **【各トラブル固有の事由】** **左記1に該当する場合** ⑫自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル ⑬医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 ⑭あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等 ⑮薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 ⑯身体の美容または整形 **左記1・2・5に該当する場合** ⑰被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由 **左記1・5に該当する場合** ⑱環境汚染 ⑲環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由 ⑳騒音、振動、悪臭、日照不足等 ㉑電磁波障害 **左記3に該当する場合** ㉒被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停に関するトラブル など
賠償責任	**公務員賠償責任保険（職員本人のみ）**	＜東京消防庁職員のみ＞ ■損害賠償金 職員個人が公務員としての職務につき行った行為に起因して、損害賠償請求が保険期間中になされたことにより、法律上の損害賠償を負担することにより被る損害に対して保険期間中1,000万円を限度に保険金をお支払いします。 ■争訟費用 職員個人に請求される訴訟費用・弁護士報酬等の争訟費用について300万円を限度にお支払いします。 お支払いする保険金は以下のとおりです。 （1）法律上の損害賠償金 ①身体賠償事故の場合（治療費、休業損害、慰謝料など） ②財物賠償事故の場合（修理費（※）など） （※）ただし修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でのお支払いとなります。 （2）訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など（事前に損保ジャパンの承認が必要です。）	この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。詳しくは普通保険約款、特約条項、追加条項をご覧ください。 （1）被保険者の故意に起因する損害賠償請求 （2）被保険者が私的な利益または便宜の供与を法令、条例および記名法人の規則等に反して得たことに起因する損害賠償請求 （3）被保険者の犯罪行為（刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。ただし、過失犯を除きます。）に起因する損害賠償請求 （4）法令、条例 および記名法人の規則等に違反することを被保険者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為に起因する損害賠償請求 （5）被保険者に給料、俸給、各種手当、報酬等の給与その他の給付が法令、条例および記名法人の規則等に反して支払われたことに起因する損害賠償請求 （6）被保険者が、公表されていない情報を法令、条例および記名法人の規則等に反して利用して、株式、公社債等の売買等を行ったことに起因する損害賠償請求 （7）他人に対する法令、条例および記名法人の規則等に反した利益の供与に起因する損害賠償請求 （8）被保険者が公務員としてその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求 （9）公務員（法令の規定により公務員とみなされる者を含みます。）に対する法令、条例 および記名法人の規則等に反した公金の支出に起因する損害賠償請求

加入にあたっての注意点…傷害総合保険

（契約概要のご説明）

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任	**公務員賠償責任保険（職員本人のみ）（続き）**	＜前ページより続きます。＞	（10）供応接待（懇親会、歓談会その他名目を問いません。）、娯楽または遊興飲食に対する法令、条例および記名法人の規則等に反した公金の支出に起因する損害賠償請求 （11）初年度契約の保険期間の開始日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求 （12）初年度契約の保険期間の開始日より前に記名法人に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実に起因する損害賠償請求 （13）この保険契約の保険期間の開始日より前に、被保険者に対する損害賠償請求がなさおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）に、その状況の原因となる行為（被保険者の行為に加え、他の者の行為を含みます。）に起因する一連の損害賠償請求 （14）この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求 （15）汚染物質の排出、流出、いっ出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態に起因する損害賠償請求 （16）汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請に起因する損害賠償請求 （17）雇用行為、雇用上の差別または不当解雇に起因する損害賠償請求 （18）専門職業的行為（医師、歯科医師、看護師、建築士等）に起因する損害賠償請求 （19）不当な逮捕、投獄、暴行、体罰に起因する賠償責任 （20）セクシャルハラスメント、またはパワーハラスメントに起因する損害賠償請求 ※争訟費用にはこの規定を適用しません。 （21）記名法人、記名法人の職員が原告の一部となってなされた一連の損害賠償請求に起因する損害については、お支払いできません。 など （注）上記（15）～（21）については、実際にその行為があったとの申し立てに基づき被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも適用され、（1）～（14）についてその適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われます。
	救急救命士賠償責任保険	この保険では、救急救命士が、日本国内の救急救命士法第44条第２項で規定する場所（病院または診療所への搬送のため傷病者を救急自動車等に乗せるまでの間を含みます。）において、救急救命士としての業務を遂行すること（応急処置を含みます。）により、他人に障害が発生し、その結果、救急救命士または、救急救命士を使用する者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（賠償金、争訟費用等）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。 ＊救急救命士の直接指揮監督下にある救急隊員等業務の補助者などによる事故も救急救命士または救急救命士の使用者が責任を問われた場合は対象となります。 お支払いの対象となるのは以下の種類の保険金となります。 1．法律上の損害賠償金（示談、和解などによる場合でも対象となります。） ●被害者の身体に障害が発生したことによる被害者の治療費、入院費、慰謝料、休業損失など 2．争訟費用 ●訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停に要する費用（損保ジャパンの事前の承認が必要です。） 3．被害者に対する応急手当、緊急処置などの費用	【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】 ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ⑤被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 ⑥被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑦排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任 ⑧被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など 【賠償責任保険追加条項の免責事由】 ①原子核反応または原子核の崩壊 ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③汚染危険（汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任） など 【救急救命士賠償責任保険の免責事由】 ①航空機または自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）または船舶の所有、使用または管理に起因する賠償責任（これらのものに設置されている設備もしくは装置で専ら業務に使用されるものの所有、使用または管理に起因するものを除きます。） ②昇降機もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ③名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ④業務の結果を保証することにより加重された賠償責任 など

（注）補償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※2）。
（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
（※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
原因事故	トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。 原因事故の発生の時は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。 トラブルの種類 ／ 原因事故の発生の時 1．被害事故に関するトラブル ／ 被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時 2．借地または借家に関するトラブル ／ 被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時（通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時） 3．離婚調停に関するトラブル ／ 被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時 4．遺産分割調停に関するトラブル ／ 被保険者の被相続人が死亡した時 5．人格権侵害に関するトラブル ／ 被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。 対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 （https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html）
調停等	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
被保険者の未成年の子	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。
弁護士等	弁護士または司法書士法（昭和25年法律第197号）第３条第２項第１号から第３号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方（※1）および同性パートナー（※2）を含みます。 （※1）内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 （※2）同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 （注）内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	６親等内の血族、配偶者または３親等内の姻族をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

ニューパル（損害保険）

加入にあたっての注意点…長期療養補償保険

（団体長期障害所得補償保険）

（契約概要のご説明）

補償の内容【　保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合　】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害（病気またはケガ）を被り、その直接の結果として就業障害になった場合	被保険者が被る損失に対して、支払対象外期間を超える就業障害である期間１か月につき次の計算式によって算出した額をお支払いします。 お支払いする保険金の額（月額）＝保険金額×所得喪失率（※１） （※１）所得喪失率＝（就業障害発生前の所得額－回復所得額）÷就業障害発生前の所得額 （注１）就業障害である期間１か月について最高保険金支払月額（20万円）を限度とします。 （注２）保険金額（支払基礎所得額）が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を保険金の算出の基礎としてお支払いする保険金の額を算出します。 （注３）保険金をお支払いする期間が１か月に満たない場合または保険金をお支払いする期間に１か月未満の端日数がある場合は、該当する月の日数で日割計算します。 （注４）補償の対象となる期間は、次の計算式によって算出します。 保険金をお支払いする期間（※）＝就業障害である期間－支払対象外期間 （※）協定書に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間（60歳に達するまで）が始まり、その対象期間内における就業障害である期間（日数）をいいます。 対象期間が60歳満了のご契約であっても、ご加入時に満55歳以上の方は、対象期間は支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年間となります。 （注５）対象期間（60歳に達するまで）を経過した後の期間の就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 （注６）原因または時が異なって被った身体障害により就業障害である期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。 （注７）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ただし、身体障害を被った時から起算して１年を経過した後に就業障害となった場合を除きます。 ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業障害になった時のお支払条件により算出された保険金の額 （注８）支払対象外期間を超える就業障害が終了した後、その就業障害の原因となった身体障害によって６か月以内に就業障害が再発した場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。ただし、就業障害が終了した日からその日を含めて６か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と異なった就業障害とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。 （注）支払対象外期間および対象期間については、協定書に特別の規定がある場合は、協定書の規定に従うこととします。 （注９）上記により計算した額に、就業障害開始後１年を経過するごとに、前年度に対する物価上昇率をもとに損保ジャパン所定の方法により算出した係数を乗じて算出した保険金をお支払いします。 （注）物価上昇率は国の行政機関発表の「消費者物価指数（全国総合）」をもとに算出します。 ・前年度と比べて物価下落している場合は、上昇率を0%として計算します。 ・物価上昇率が5%を超える場合は、これを5%として計算します。 （注10）精神障害補償特約をセットした場合、精神障害補償特約による保険金のお支払いは、主契約の対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。	次の事由に起因する身体障害（病気またはケガ）による就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤顎（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの ⑥自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 （天災危険補償特約をセットしない場合） ⑧精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害 ⑨妊娠、出産、早産または流産 ⑩発熱等の他覚的症状のない感染　など （注）精神障害補償特約がセットされた場合、気分障害（躁病、うつ病等）、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害はお支払いの対象となります（血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。）。また、お支払いは、対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。 （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

（注）団体長期障害所得補償保険を複数ご契約（※）された場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断ください。
（※）他社のご契約を含みます。

その他ご注意いただきたいこと

＜ご継続の場合も必ずご確認ください。＞

●保険金額の設定について

保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等からの給付額、高額療養費制度等の公的保険制度（※1）等も考慮のうえ設定してください。また、他の保険契約等（※2）にご加入の場合は、ご加入いただける金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
共済組合（例：公務員）	70%以下

（※1）公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。
（※2）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

●特定疾病等対象外について

・「特定疾病等対象外の条件」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外の条件」がセットされます。
（注）「特定疾病等対象外の条件」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。
補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 （注）例えばＡ群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間（継続契約においても原則として同様です。）

＜補償対象外とする疾病・症状の例＞

疾病群	補償対象外とする疾病・症状	
Ａ群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患（かいよう性大腸炎・クローン病）、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎	など
Ｂ群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎	など
Ｃ群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石	など
Ｄ群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、（COPD（慢性気管支炎・肺気腫など））、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壊疽、自然気胸	など
Ｅ群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中（脳出血・脳こうそく（脳軟化）・くも膜下出血）、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈（心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。）、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤	など
Ｆ群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症	など
Ｈ群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症	など
Ｉ群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症（乳腺線維腺腫を含みます。）、不正出血	など

・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外の条件」を削除できることがあります。
ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外の条件」を削除できないこともあります。
なお、保険期間の中途での削除はできません。

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●被保険者が就業障害になった場合、被保険者には、所得の喪失の発生および拡大を防止するため業務復帰に努めていただきます。損保ジャパンは、被保険者が就業障害の状態になった場合は、ご契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。損保ジャパンは、その協議の結果として被保険者の業務復帰のために有益な費用をお支払いします。

用語のご説明

用語	用語の定義
身体障害	傷害（傷害の原因となった事故を含みます。）および疾病をあわせて身体障害といいます。
傷害（ケガ）	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 （注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
疾病（病気）	傷害以外の身体の障害をいいます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ② 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。
就業障害	（支払対象外期間中の就業障害の定義） 身体障害により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないこと。 （対象期間中の就業障害の定義） 身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%を超えていること。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる所得の額をいい、被保険者の属する公的医療保険制度に応じて、平均月間所得額に対する一定割合内で設定していただきます。
平均月間所得額	就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業障害が開始した日の属する月の直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。
回復所得額	支払対象外期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。
支払対象外期間	就業障害が開始した日から起算して、継続して就業障害である協定書記載の期間（日数）をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算する協定書記載の期間をいい、損保ジャパンが保険金を支払う期間は、この期間をもって限度とします。

加入にあたっての注意点…ゴルファー保険

（契約概要のご説明）

補償の内容【　保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合　】

ゴルファー保険は、ゴルフのプレー中または練習中の事故を対象とするもので、他人に対する賠償責任のほか、ゴルフ用品の盗難、ゴルフクラブの破損、ホールインワン・アルバトロス費用等を補償する保険です。
（注１）ゴルファー保険では、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは補償の対象となりません。
（注２）保険期間の開始時より前に発生した事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任 **（注）**	ゴルフの練習、競技または指導（これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。）中に発生した偶然な事故により、他人（キャディを含みます。）にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 （注1）法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金等はお支払いの対象となりません。 （注2）お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。 （注3）記名被保険者（加入依頼書等記載の本人をいいます。）が未成年者または責任無能力者の場合、記名被保険者に関する事故にかぎり、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方（記名被保険者の親族にかぎります。）についても被保険者となります。	①故意によって生じた賠償責任 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 ⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任（※） ⑥自動車の所有、使用または管理に起因する賠償責任（※） ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任　など （※）ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。なお、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの損壊による賠償責任の場合、ゴルフカートに存在する欠陥、磨滅、腐しょく、さびその他の自然消耗または故障損害に対しては保険金をお支払いできません。
ゴルフ用品 **（注）**	ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品について次の①または②の事由により生じた損害に対して、時価（※）を基準に算出した損害の額をお支払いします。 ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。 ①ゴルフ用品の盗難（ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合にかぎります。） ②ゴルフクラブの破損または曲損 （※）「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。 （注）ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損または曲損は、保険金お支払いの対象となりません。	①故意または重大な過失によって生じた損害 ②自然の消耗または性質による変質その他類似の事由によって生じた損害 ③置き忘れまたは紛失によって生じた損害 ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害 ⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた損害 ⑥ゴルフボールのみの盗難によって生じた損害　　など
ホールインワン **・** **アルバトロス** **費用** **（注）**	日本国内にあるゴルフ場（※1）においてゴルフ競技（※2）中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。 ①贈呈用記念品購入費用（現金、商品券等を除きます。） ②祝賀会費用（※3） ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用（保険金額の10%を限度とします。） （※1）この特約における「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 （※2）この特約における「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し（ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。）、基準打数（パー）35以上の9ホール（ハーフ）、または基準打数（パー）35以上の9ホール（ハーフ）を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。 （※3）「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。 （注1）ホールインワン・アルバトロス費用は、アマチュアの方のみお引き受けできます（ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。）。 （注2）ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。	①ゴルフ場の経営者または使用人（臨時雇いを含みます。）がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ②ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルバトロス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス　など

補償の内容【　保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合　】（続き）

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ホールインワン **・** **アルバトロス** **費用** **（注）** **（続き）**	**★ご注意ください！** キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎりお支払いの対象となります。 ①そのゴルフ場の使用人が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ③ビデオ映像（ビデオ撮影機器による映像で、日時、場所、ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第1打からボールがホール（球孔）に入るまで連続した映像のものにかぎります。）が提出できる場合 ④同伴競技者以外の第三者（※）が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 （※）例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。	＜左記と同じです。＞

（注）補償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※2）。
（※1）賠償責任保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
（※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。

用語のご説明

用　語	用語の定義
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 （注）ホールインワン・アルバトロス費用補償特約における「ゴルフ場」の定義については、ホールインワン・アルバトロス費用の補償内容をご確認ください。
ゴルフ場敷地内	囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。
ゴルフ用品	ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。 ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。
目　撃	ホールインワンの場合は、被保険者が第１打で打ったボールがホール（球孔）に入ることを、その場で確認することをいいます。 アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数（パー）より３つ少ない打数で打った最終打のボールがホール（球孔）に入ることを、その場で確認することをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
親　族	６親等内の血族、配偶者または３親等内の姻族をいいます。

補償の内容【　保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合　】

【疾病保険特約】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、退院後に通院された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
プランP・Q・R	疾病入院保険金	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、１回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院１日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。 ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 疾病入院保険金の額＝ 疾病入院保険金日額　×　入院した日数	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等（※2）の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※3）のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 （※2）「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。 （※3）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 以下同様とします。
プラン共通	疾病手術保険金	以下の（1）または（2）のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 （1）保険期間中に疾病を被り、かつその疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術（※1）を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術（※2） ③放射線治療に該当する診療行為 手術（重大手術（※3）以外） ＜入院中に受けた手術の場合＞疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×20（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×5（倍） 重大手術（※3） 疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×40（倍） （注）重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術（レーシック手術等）　など （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 （※3）重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術（穿頭術を含みます。） ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術（胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。） ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術（手指・足指を除きます。） ⑤脊髄（せきずい）腫摘出術 ⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵（すい）臓・腎（じん）臓（それぞれ、人工臓器を除きます。）の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する移植手術にかぎります。 （2）骨髄幹細胞採取手術（※1）（※2）を受けた場合は、保険期間中に確認検査（※3）を受けた時を疾病を被った時とみなして、（1）と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 （※1）組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。 また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。 （※2）ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。 （※3）「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。 疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下（1）から（4）までの制限があります。 （1）時期を同じくして2以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 （2）同一の手術（同一の先進医療に該当する手術を含みます。）を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術（※1）に該当するときは、同一手術期間（※2）に受けた一連の手術（※1）については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 （※1）一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 （※2）同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。 また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 （3）医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 （4）放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等（※2）の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※3）のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 （※2）「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。 （※3）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 以下同様とします。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
プランP・Q・R	疾病退院後通院保険金	保険期間中に疾病を被り、継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間に通院した場合、１回の通院責任期間につき30日を限度として、通院した日数に対し、通院１日につき疾病退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、１回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。 また、疾病入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお支払いしません。 疾病退院後通院保険金の額＝疾病退院後通院保険金日額　×　通院した日数	左記と同じです
プランP・Q・R	疾病葬祭費用保険金（注）	保険期間中に疾病を被りかつ死亡され、被保険者の親族の方が葬祭費用を負担された場合、疾病葬祭費用保険金額を限度として、その負担した費用をお支払いします。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転または酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等（※）の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など （※）「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。

ニューパル（損害保険）

加入にあたっての注意点…スーパー医療保険

（医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約等セット団体総合保険）

（契約概要のご説明）

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
プランQ・R	特定生活習慣病入院保険金	保険期間中に所定の特定生活習慣病（がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患）を被り、入院を開始した場合、１回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院１日につき特定生活習慣病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 特定生活習慣病入院保険金の額＝特定生活習慣病入院保険金日額×入院した日数	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等（※）の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など （※）「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。
	特定生活習慣病手術保険金	保険期間中に所定の特定生活習慣病（がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患）を被り、その特定生活習慣病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術（※１）を受けた場合、特定生活習慣病手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術（※2） ③放射線治療に該当する診療行為 手術（重大手術（※３）以外） ＜入院中に受けた手術の場合＞ 特定生活習慣病手術保険金の額＝特定生活習慣病入院保険金日額×２０（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞ 特定生活習慣病手術保険金の額＝特定生活習慣病入院保険金日額×５（倍） 重大手術（※３） 特定生活習慣病手術保険金の額＝特定生活習慣病入院保険金日額×４０（倍） （注）重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、　４０倍とします。 （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、特定生活習慣病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術（レーシック手術等）　など （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 （※3）重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術（穿頭術を含みます。） ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術（胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。） ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術（手指・足指を除きます。） ⑤脊髄（せきずい）腫摘出術 ⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵（すい）臓・腎（じん）臓（それぞれ、人工臓器を除きます。）の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する移植手術にかぎります。 特定生活習慣病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下（１）から（４）までの制限があります。 （1）時期を同じくして２以上の手術を受けた場合、特定生活習慣病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 （2）同一の手術（同一の先進医療に該当する手術を含みます。）を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術（※1）に該当するときは、同一手術期間（※2）に受けた一連の手術（※1）については、特定生活習慣病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 （※1）一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 （※2）同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 （3）医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 （4）放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	
	特定生活習慣病退院後通院保険金	保険期間中に所定の特定生活習慣病（がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患）を被り、継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間中に通院した場合、１回の通院責任期間につき30日を限度として、通院した日数に対し、通院１日につき特定生活習慣病退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、１回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。 特定生活習慣病退院後通院保険金の額＝特定生活習慣病退院後通院保険金日額×通院した日数 また、特定生活習慣病入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、特定生活習慣病退院後通院保険金をお支払いしません。	

【傷害保険特約】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によるケガで、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、通院された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
プランP・Q・R・SB・SD	傷害入院保険金	保険期間中に生じた事故によるケガで入院した場合、１事故につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院１日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。 傷害入院保険金の額=傷害入院保険金日額　×　入院した日数	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故 ⑤脳疾患、疾病または心神喪失 ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術その他の医療処置 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 （天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など
	傷害手術保険金	保険期間中に生じた事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、傷害手術保険金をお支払いします。なお、１事故に基づくケガに対して時期を同じくして、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、傷害手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） 手術（重大手術（※３）以外） ＜入院中に受けた手術の場合＞傷害手術保険金の額＝傷害入院保険金日額×20（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞傷害手術保険金の額＝傷害入院保険金日額×5（倍） 重大手術（※３） 傷害手術保険金の額＝傷害入院保険金日額×40（倍） （注）重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 （※3）重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術（穿頭術を含みます。） ②開胸手術および開腹手術（胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。） ③四肢切断術（手指・足指を除きます。） ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵（すい）臓・腎（じん）臓（それぞれ、人工臓器を除きます。）の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する移植手術にかぎります。	

【その他特約】

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
プランSA・SB・SC・SD	先進医療等費用保険金（注）	保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等（※１）を受けたことにより負担した先進医療（※２）の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。 （※1）先進医療および臓器移植術をいいます。 （※2）病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 （https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html）	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑤頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 （天災危険補償特約をセットしない場合） ⑧妊娠、出産 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など

（注）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。
①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

（注）補償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※2）。
（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
（※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

ニューパル（損害保険）

加入にあたっての注意点…スーパー医療保険

（医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約等セット団体総合保険）

（契約概要のご説明）

その他ご注意いただきたいこと

●特定疾病等対象外特約について

・「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
（注）「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。
補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 （注）例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間（継続契約においても原則として同様です。）

＜補償対象外とする疾病・症状の例＞

疾病群	補償対象外とする疾病・症状
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患（かいよう性大腸炎・クローン病）、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎　など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎　など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石　など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、（COPD（慢性気管支炎・肺気腫など））、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壊疽、自然気胸　など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中（脳出血・脳こうそく（脳軟化）・くも膜下出血）、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈（心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。）、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤　など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症　など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症　など
I群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症（乳腺線維腺腫を含みます。）、不正出血　など

・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。
ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。
なお、保険期間の中途での削除はできません。

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
疾病（病気）	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害（ケガ）	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 （注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院責任期間	１回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
１回の入院	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害（疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。）により再入院された場合は、前後の入院を合わせて１回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて１回の入院とみなします。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 （https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html）
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為（※）。 ただし、血液照射を除きます。 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 （※）歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方（※1）および同性パートナー（※2）を含みます。 （※1）内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 （※2）同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 （注）内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	６親等内の血族、配偶者または３親等内の姻族をいいます。
がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。

ニューパル（損害保険）

加入にあたっての注意点…がん保険

（医療保険基本　　特約・がん保険特約等セット団体総合保険）

（契約概要のご説明）

補償の内容【　保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合　】

被保険者が、保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けた場合、入院前後に通院された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん	がん診断保険金	保険期間中に初めてがんと診断確定された場合、またはがんと診断確定されその治療を直接の目的として入院を開始された場合、がん診断保険金額をお支払いします。 なお、２回目以降のがん診断保険金のお支払いは、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて２年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて２年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為(※)を除きます。） ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 ⑤がん以外での入院、手術、通院 など (※)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
	がん入院保険金	保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として入院を開始した場合、入院した日数に対し、入院１日につきがん入院保険金日額をお支払いします。 がん入院保険金の額=がん入院保険金日額×入院した日数	
	がん手術保険金	保険期間中にがんと診断確定され、がんの治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術(※1)を受けた場合、がん手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術（※2） ③放射線治療に該当する診療行為 手術(重大手術(※３)以外) ＜入院中に受けた手術の場合＞がん手術保険金の額＝がん入院保険金日額×20(倍) ＜外来で受けた手術の場合＞がん手術保険金の額＝がん入院保険金日額×5(倍) 重大手術（※３） がん手術保険金の額＝がん入院保険金日額×40（倍） （注）重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術　など （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 （※3）重大手術とは以下の手術をいいます。 ①悪性新生物に対する開頭手術(穿頭術を含みます。) ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③悪性新生物に対する四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④脊髄(せきずい)腫(悪性)摘出術 ⑤悪性新生物の治療を直接の目的として日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。 がん手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(5)までの制限があります。 （1）時期を同じくして2以上の手術を受けた場合、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 （2）同一の手術（同一の先進医療に該当する手術を含みます。）を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術（※1）に該当するときは、同一手術期間（※2）に受けた一連の手術（※1）については、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 （※1）一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 （※2）同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 （3）医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 （4）放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。 （5）乳房再建術については、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の手術料算定対象として列挙されている診療行為に該当しない場合であっても、がん手術保険金をお支払いします。ただし、その場合は、1回の入院につき1乳房に対して1回のお支払いを限度とします。	

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん	がん外来治療保険金	保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として外来治療を開始した場合、120日を限度として、外来治療を受けた日数に対し、１日につきがん外来治療保険金日額をお支払いします。ただし、がん外来治療保険金支払限度日数に達した場合であっても、その翌日以降に手術、放射線治療、抗がん剤治療に該当する外来治療を受けた場合は、その日数に対し、がん外来治療保険金支払限度日数に関わらず、がん外来治療保険金をお支払いします。 なお、がん入院保険金をお支払いするべき期間中に外来治療を受けた場合は、がん入院保険金日額またはがん外来治療保険金日額のいずれか高い額をお支払いします。 がん外来治療保険金の額＝がん外来治療保険金日額×外来治療を受けた日数	左記と同じです。
	がん退院一時金	保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として継続して２０日を超えて入院した後、生存している状態で退院した場合、がん退院一時金保険金額をお支払いします。ただし、保険金が支払われることとなった最後の入院の退院日からその日を含めて３０日に満たない日に開始した入院による退院については、保険金をお支払いしません。	
	先進医療等費用保険金（注）	保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等(※1)を受けたことにより負担した先進医療(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。 （※1）先進医療および臓器移植術をいいます。 （※2）病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 （天災危険補償特約をセットしない場合） ⑧妊娠、出産 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など

（注）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。
①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

（注）補償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※2）。
（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
（※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

●特定疾病等対象外特約について

・「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
（注）「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。
補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 （注）例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間（継続契約においても原則として同様です。）

＜補償対象外とする疾病・症状の例＞

疾病群	補償対象外とする疾病・症状
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患（かいよう性大腸炎・クローン病）、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎　など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎　など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石　など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、（COPD（慢性気管支炎・肺気腫など））、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壊疽、自然気胸　など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中（脳出血・脳こうそく（脳軟化）・くも膜下出血）、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈（心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。）、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤　など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症　など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症　など
I群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症（乳腺線維腺腫を含みます。）、不正出血　など

・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。
ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。
なお、保険期間の中途での削除はできません。

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-１０（２００３年版）準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。
がんと診断確定された時	医師または歯科医師（※）が、病理組織学的所見（剖検や生検）、細胞学的所見、理学的所見（Ｘ線や内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんと診断確定した時をいいます。 （※）被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院責任期間	入院の開始日の前日からその日を含めて６０日前の日に始まり、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した日に終わる期間をいいます。
外来治療	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為（※）。 ただし、血液照射を除きます。 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 （※）歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
乳房再建術	がんの治療を直接の目的とした乳房の切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁(※)または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。乳頭または乳輪を対象とする手術は、乳房再建術には含みません。 (※) 皮膚弁 皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
親族	６親等内の血族、配偶者または３親等内の姻族をいいます。
抗がん剤	抗がん剤治療を受けた時点において、世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうちL01（抗悪性腫瘍薬）、L02（内分泌療法）、L03（免疫賦活薬）、L04（免疫抑制薬）、V10（治療用放射性医薬品）に分類される薬剤をいいます。
抗がん剤治療	抗がん剤を投与することにより、がんを破壊またはこれの発育・増殖を抑制することを目的とした、次の①から③までのいずれかに該当する診療行為（※1）をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表（※2）に、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象として列挙されている診療行為（※3） ②先進医療（※4）に該当する診療行為 ③①および②のほか、厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められた抗がん剤を用いた診療行為 （※1）診療行為 ホルモン剤治療を含みます。 （※2）医科診療報酬点数表 抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。 （※3）公的医療保険制度における医科診療報酬点数表（※2）に、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象として列挙されている診療行為 歯科診療報酬点数表（※5）に抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表（※2）においても抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 （※4）先進医療 抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものにかぎります。 （※5）歯科診療報酬点数表 抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

加入にあたっての注意点[介護一時金・親　孝行一時金]

（医療保険基本特約・介護一時金支払特約・親孝行一時金支払特約セット団体総合保険）

（契約概要のご説明）

補償の内容【　保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合　】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
介護一時金	保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。 なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。 ①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合（※1） ②損保ジャパンが定める所定の要介護状態（※2）となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合 （※1）要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。 （※2）公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの など （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
親孝行一時金	被保険者（本人の親で、加入時に指定された方となります。）が保険期間中に公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5のいずれかに該当する認定を受け、その状態が要介護認定を受けた日（公的介護保険制度に基づいて申請を行った日）からその日を含めて90日を超えて継続した場合、被保険者へ親孝行一時金保険金額をお支払いします。保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。 （注1）本特約の被保険者（親）の引受対象年齢は、新規加入の場合40歳以上79歳以下（継続加入は89歳以下）の方となります。 （注2）保険金支払条件変更特約（親孝行一時金用）がセットされています。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの など （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

【介護一時金】

（注）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に要介護状態に該当した場合を除きます。

①疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額

②被保険者が要介護状態に該当した日の支払条件により算出された保険金の額

【親孝行一時金】

（注）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の要介護認定の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に要介護認定を受けた場合を除きます。

①疾病、傷害その他の要介護認定の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額

②被保険者が要介護認定を受けた日の支払条件により算出された保険金の額

その他ご注意いただきたいこと

●特定疾病等対象外特約について

・「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。

（注）「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。
補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 （注）例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間（継続契約においても原則として同様です。）

＜補償対象外とする疾病・症状の例＞

疾病群	補償対象外とする疾病・症状
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患（かいよう性大腸炎・クローン病）、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎　など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎　など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石　など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、（COPD（慢性気管支炎・肺気腫など））、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壊疽、自然気胸　など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中（脳出血・脳こうそく（脳軟化）・くも膜下出血）、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈（心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。）、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤　など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症　など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症　など
I群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症（乳腺線維腺腫を含みます。）、不正出血　など

・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。
ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。
なお、保険期間の中途での削除はできません。

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
疾病（病気）	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害（ケガ）	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 （注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。

ニューパルのご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

１．クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

２．ご加入時における注意事項（告知義務等）

●ご加入の際は、加入申込書・告知書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
●加入申込書・告知書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
●ご契約者または被保険者（※１）には、告知事項（※２）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
（※１）親孝行一時金支払特約をセットする場合、特約の被保険者である加入者の親御さまも含まれます。
（※２）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入申込書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

（傷害総合保険）
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
★被保険者ご本人の職業または職務
★他の保険契約等（※）の加入状況
（※）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
＊口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
＊告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。
●弁護士費用総合補償特約において、ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

（公務員賠償責任保険、救急救命士賠償責任保険）
●保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
（注）告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、次の項目をいいます。
■加入申込書の記載事項すべて

（長期療養補償保険）
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
告知される方（被保険者）がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。
★他の保険契約等（※）の加入状況
（※）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
＊口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
＊告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
＊損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

（ゴルファー保険）
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
★他の保険契約等（※）の加入状況
（※）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、ゴルファー保険、個人賠償責任保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
＊口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
＊告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

（スーパー医療保険、がん保険）
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
告知される方（被保険者）がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。
★他の保険契約等（※）の加入状況
（※）「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
＊口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
＊告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
＊損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

（長期療養補償保険、スーパー医療保険、がん保険、介護一時金、親孝行一時金）
●ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
（※）保険金額の増額（特定疾病等対象外の削除を含みます。）等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
＊次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合　　など
●告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
●継続加入の場合において、保険金額の増額（特定疾病等対象外の削除を含みます。）等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

（スーパー医療保険）
●ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）より前に発病（※2）した疾病・発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）より前に発病（※2）した疾病・発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由（入院を開始された場合や手術を受けられた場合等）が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
（注1）特別な条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。
（注2）がん保険特約、がん診断保険金支払特約、がん外来治療保険金支払特約については、ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入日）（※1）からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合も保険金をお支払いできません。
（※1）継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
（※2）医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

（長期療養補償保険）
●ご加入初年度の保険期間の開始時（※１）より前に発病（※２）した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業障害（保険金の支払事由）に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時（※１）からその日を含めて１年を経過した後に就業障害（保険金の支払事由）が生じた場合は、その就業障害（保険金の支払事由）に対しては保険金をお支払いします。
（※１）継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
（※２）医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。
（注）特別な条件付き（「特定疾病等対象外の条件」をセット）でご加入いただいている場合は、上記にかかわらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

（がん保険）
●ご加入初年度の保険期間の開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、被保険者がその事実を知っているまたは知らないとにかかわらず、がん保険特約・がん診断保険金支払特約・がん外来治療保険金支払特約は無効（これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。）となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて5年が経過し、その期間内に被保険者ががんと診断確定されなかった場合は、この「無効」の規定を適用しません。
（注）ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱いは、対象となる特約・がんと診断確定された日の関係等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
●がんと診断確定された時が、ご加入初年度の保険期間の開始日より前である場合は、保険金をお支払いできません。
（注）ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱いは、対象となる特約・がんと診断確定された日の関係等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
●一部の疾病群について保険金お支払いの対象外とする条件（特定疾病等対象外特約をセット）でのご加入の場合、その疾病群およびその疾病群を原因とするがんについては保険金をお支払いできません。

（介護一時金）
●疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始時より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始時より前であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した後に要介護状態（認定）に該当した場合は、保険金をお支払いします。

（親孝行一時金）
●疾病、傷害その他の要介護認定の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始時より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の要介護認定の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始時より前であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した後に要介護認定に該当した場合は、保険金をお支払いします。

３．ご加入後における留意事項（通知義務等）

（共通）
●加入申込書等記載の所属コードを変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞
●被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
＜重大事由による解除等＞
●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

（傷害総合保険）
●加入申込書等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。
■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
■傷害総合保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

（ゴルファー保険）
●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
（注）ホールインワン・アルバトロス費用を補償するご契約の場合において、ゴルフの競技または指導を職業・職務として行うこととなったときは、その方が行ったホールインワンまたはアルバトロスに対しては保険金をお支払いできませんので、ご加入内容の変更について取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

（傷害総合保険、ゴルファー保険）
＜他の身体障害または疾病の影響＞
●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

（公務員賠償責任保険、救急救命士賠償責任保険）
●保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、そのような事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。次のような場合には、あらかじめ（※）取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。
●加入申込書等の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）
※加入申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知が必要となります。
●ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがなされないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことや契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

（長期療養補償保険）
●被保険者がご加入時に就いていたお仕事をやめられた場合は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。

ニューパル（損害保険）

●加入申込書等記載の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
●直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。
●次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
・他の身体障害（病気またはケガ）の影響等があった場合
・他の保険契約等がある場合　など

（スーパー医療保険、がん保険、介護一時金、親孝行一時金）

＜他の身体障害または疾病の影響＞

●保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4．責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

＊中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌々月1日（20日過ぎの受付分は3カ月後1日）に保険責任が始まります。

がん保険特約、がん診断保険金支払特約、がん外来治療保険金支払特約、親孝行一時金特約において、ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱いは、対象となる特約等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

［弁護士費用総合補償特約］

●離婚調停に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日（中途加入の場合は中途加入日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります。

5．事故がおきた場合の取扱い

（傷害総合保険）

●事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
●弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
（注）個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。
なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合　など
●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票　など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類　など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書　など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写）　など ③弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合 弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類　など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書　など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書　など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書　など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書　など

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
（注1）事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

（公務員賠償責任保険、救急救命士賠償責任保険）

●事故が起こった場合は、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
●賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故などにかかわる示談につきましては、必ず損保ジャパンとご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンにご相談なく示談された場合は、保険金の一部または全額をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
（注）この保険には示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。
●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
●保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票　など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、請負契約書（写）、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書　など
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物に損害を与えた等の賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収証、図面（写）、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿　など ②他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収証、休業損害証明書、源泉徴収票　など
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書（写）、登記事項等証明書　など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書　など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収証、承諾書　など

（注1）事故の内容および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。
●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

（長期療養補償保険）

●就業障害が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。就業障害期間が開始した日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票　など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	就業障害状況報告書、事故証明書　など
③	身体障害の内容、就業障害の状況および程度が確認できる書類	死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、入院通院申告書、診察券（写）、運転免許証（写）、所得を証明する書類、公的給付控除対象となる額を証明する書類、休業損害証明書　など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書　など
⑤	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書　など

（注1）就業障害期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業障害が継続していることを証明する書類を提出してください。
（注2）身体障害の内容ならびに就業障害の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
（注3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
●保険金をお支払いする就業障害が発生した場合、お支払いの内容等により、継続加入をお断りすることや、継続加入の条件を制限することがあります。

（ゴルファー保険）

●事故が発生した場合（ホールインワン・アルバトロス費用補償については、ホールインワンまたはアルバトロスを行った場合）は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
（注）この保険には示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。
●ゴルフ用品の損害の場合は、修理前に損保ジャパンにご相談ください。なお、ゴルフ用品の盗難の場合は、警察署に届け出ていただく必要があります。
●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票　など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書　など
③	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書　など
④	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の身体の障害に関する賠償事故、被保険者の身体の傷害に関する事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票　など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故、ゴルフ用品等に関する事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写）　など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード（写）、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書　など
⑤	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書　など
⑥	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書　など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書　など

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
（注1）事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
●ホールインワン・アルバトロス費用保険金の請求に際して、以下の証明書類の提出が必要となります。
1. 証明書
同伴競技者1名（※1）、補助者としてついたゴルフ場所属のキャディ 1名（※2）およびゴルフ場責任者の署名・捺印をした損保ジャパン所定の証明書
2. 費用支払を証明する書類
3. アテスト済のスコアカード（写）
その他必要書類については、損保ジャパンよりその都度連絡させていただきます。
（※1）ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、同伴競技者1名の署名・捺印は不要です。
（※2）ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用しなかった場合は、①～③のいずれかの方に損保ジャパン所定の証明書に署名・捺印をいただくか、もしくは④を提出いただくことが必要です。
① 被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃したゴルフ場従業員（※3）
② 被保険者が会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技で、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃したその公式競技の参加者または競技委員
③ 同伴競技者以外の第三者（※4）が被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃している場合はその第三者
④ ビデオ映像（ビデオ撮影の日時、場所、ゴルファーの個別確認が可能なもので、第1打からボールがホール（球孔）に入るまで連続した映像のものにかぎります。）
（※3）そのゴルフ場に直接雇用されている従業員、パート・アルバイトまたは派遣社員のことをいいます。
（※4）例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。

（スーパー医療保険）
●保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日（疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日）からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票　など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書　など
③	傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書　など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写）　など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード（写）、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書　など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書　など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書　など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書　など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書　など

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
（注1）保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

【疾病保険特約】
●初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

（がん保険）
●保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。がんと診断確定された日、入院を開始した日あるいは手術を受けた日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票　など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書　など
③	疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	被保険者の身体の疾病に関する事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票　など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書　など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書　など
⑥	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書　など

（注1）保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を 終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

（介護一時金、親孝行一時金）
●保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票　など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書　など
③	疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書　など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写）　など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード（写）、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書　など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書　など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書　など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書　など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書　など

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
（注1）保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6．保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7．中途脱退と中途脱退時の返れい金等

（傷害総合保険）

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。

（注）ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。
また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。
詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

（長期療養補償保険）

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業障害の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

（ゴルファー保険）

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。

（スーパー医療保険、がん保険、介護一時金、親孝行一時金）

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。

8．保険会社破綻時の取扱い

（傷害総合保険）

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

（1）保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。
（2）保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割（注）までが補償されます。
（注）保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

（公務員賠償責任保険、救急救命士賠償責任保険、ゴルファー保険）

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。
なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

（長期療養補償保険、スーパー医療保険、がん保険、介護一時金、親孝行一時金）

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9．個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。
また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

ご加入内容確認事項

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。
お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1．保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

□補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
□保険金額
□保険期間
□保険料、保険料払込方法
□満期返れい金・契約者配当金がないこと

2．ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください）。

（共通）

□被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
□パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
□以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。
【補償重複についての注意事項】
補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。
ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

（傷害総合保険にご加入になる方のみご確認ください）

□職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石作業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業者
※1　オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。 ※2　プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。	

【傷害総合保険（家族ぐるみコース）にご加入になる方のみご確認ください】
□被保険者の範囲についてご確認いただきましたか。

（長期療養補償保険）

□団体長期障害所得補償保険における保険金額（支払基礎所得額）は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

（ゴルファー保険）

【『ホールインワン・アルバトロス費用補償特約』をセットしたプランにご加入になる場合のみご確認ください】
□「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットされる場合、他のホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。
【注意事項】
ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうちで最も高い保険金額となります。

3．お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

□特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

ニューパル申込書兼告知書記入例

■傷害総合保険・長期療養補償保険・ゴルファー保険

Ⅰ 新規加入される場合

※傷害総合保険は告知不要です。（長期療養補償保険は必要です。）

申込日・告知欄を訂正する場合は
必ず訂正印を1～3枚目まで押印してください。

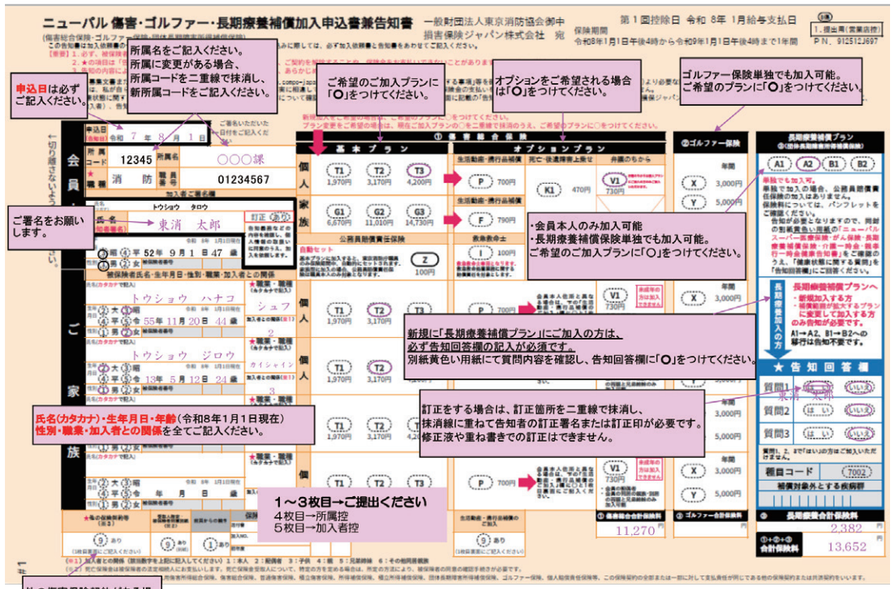

■スーパー医療保険・がん保険・介護一時金・親孝行一時金

Ⅰ 新規加入される場合

申込日・告知欄を訂正する場合は
必ず訂正印を1～3枚目まで押印してください。

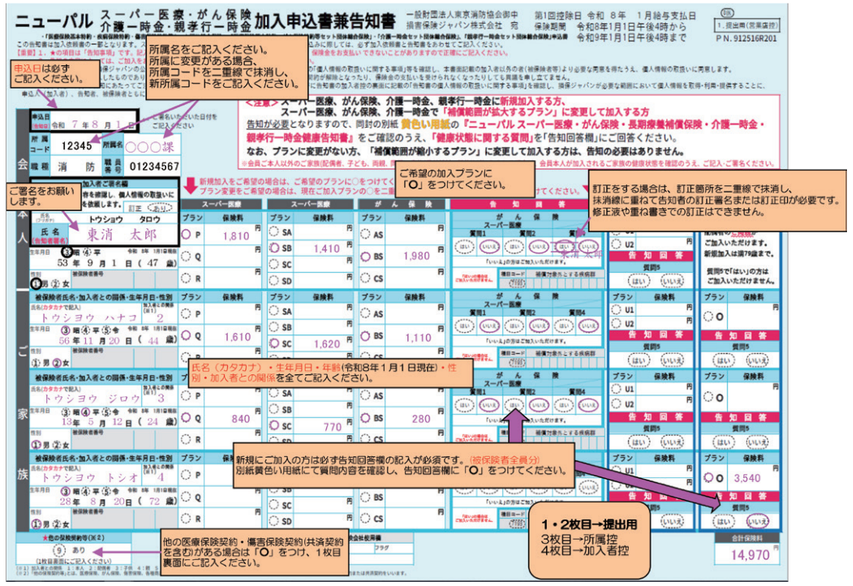

■傷害総合保険・長期療養補償保険・ゴルファー保険

Ⅱ プランの変更、被保険者の追加・脱退、全員脱退する場合

申込日・告知欄を訂正する場合は
必ず訂正印を1～3枚目まで押印してください。

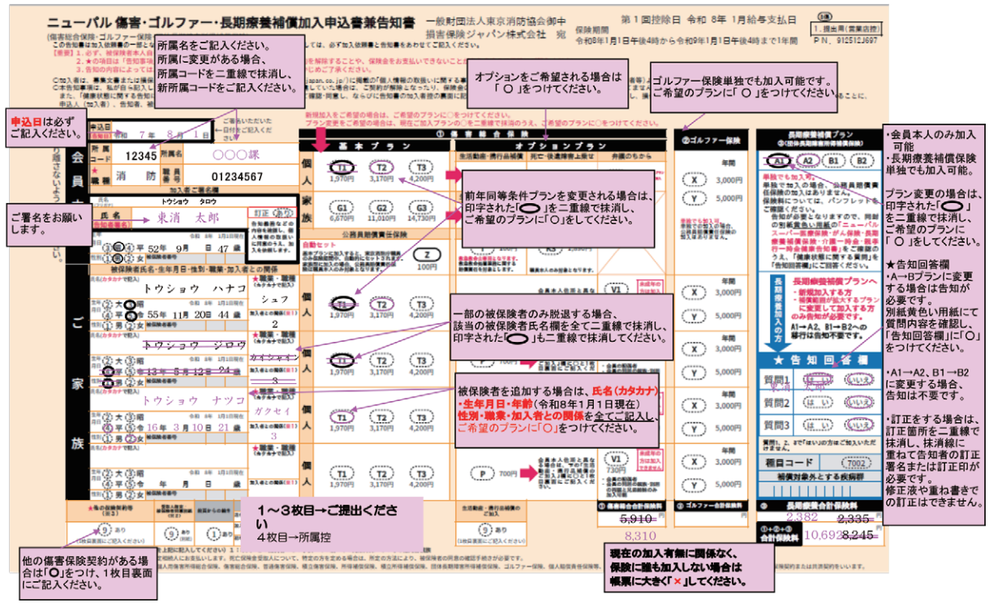

■スーパー医療保険・がん保険・介護一時金・親孝行一時金

Ⅱ プランの変更、被保険者の追加・脱退、全員脱退する場合

申込日・告知欄を訂正する場合は
必ず訂正印を1～3枚目まで押印してください。

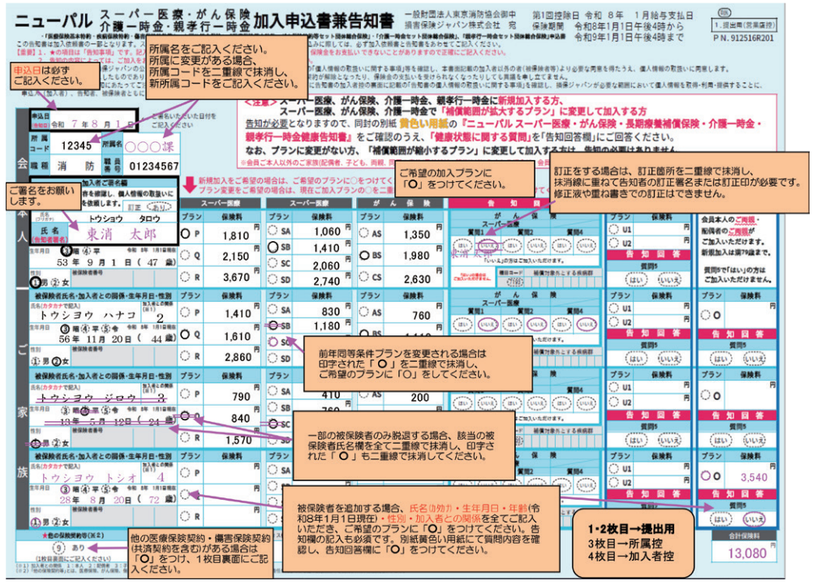

【傷害総合保険】保険金ご請求のご案内

1 事故のご連絡 ＬＩＮＥでのお手続きが可能です。（次ページを参照ください。）

事故が発生した場合は、ただちに各所属に備え付けてある「ニューパル傷害保険事故通知書」に詳細をご記入し、「ニューパル傷害保険事故通知書」の１枚目を専用の封筒にて損保ジャパンまでお送りください。
事故の発生から30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払できない場合があります。

2 保険金請求書類一式の送付

治療が終わったら、事故通知書の複写である「ニューパル傷害保険金請求書」と同意書、入院・通院申告書をご記入ください。
（「ニューパル傷害保険事故通知書」の３枚目以降が「傷害保険金請求書」です。）
記入後は、専用の封筒にて損保ジャパンまでお送りください。損保ジャパンが必要と判断した場合、診断書またはその他の書類を後日ご提出いただく場合がございます。

3 必要書類について

補償内容	共通書類	補償別書類
通　院 入　院 手　術	①保険金請求書 兼個人情報の取り扱いに関する同意書 ＊ ②入院・通院申告書（傷害用）＊	■ 診断書 ＊（※1） 原則、入通院支払保険金が30万円以下の場合は、入院・通院申告書をもってかえることができます。（※2）
後遺障害	③その他保険会社が必要とする書類	■ 後遺障害診断書＊（※1）
死　亡	個別に必要書類をご案内します。	

法律相談費用または弁護士委任費用
法律相談または弁護士委任それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、法律相談費用または弁護士委任費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類　など

◆「＊」印の書類は損保ジャパン所定の用紙です。
◆事故やケガの内容によっては、上記以外の書類の提出をお願いする場合がございますのでご了承ください。
（※１）診断書費用はお客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。
（※２）「入院・通院申告書」でご請求いただいた場合でも、内容により改めて診断書の提出をお願いする場合がございます。
固定期間を通院とみなす場合でも、実際に通院された日数に、ご加入の傷害通院保険金日額を乗じた金額が30万円未満の場合は診断書に代えて、入院・通院申告書でご請求できます。

4 他の保険の契約について

ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払対象となる場合があります。
また、ご家族の方が加入している保険でお支払対象となる場合もあります。
損保ジャパン・他社を問わずご加入の保険証券等をご確認ください。

【個人賠償責任保険】／【家財・身の回り品】生活動産・携帯品補償／【弁護のちから】／【ゴルファー保険】保険金請求のご案内

1 事故のご連絡 ＬＩＮＥでのお手続きが可能です。（下記を参照ください。）

各所属に備え付けてある「個人賠償責任保険事故通知書」「家財・身の回り品生活動産・携行品補償事故通知書」「弁護のちから事故通知書」「ゴルファー保険事故通知書」に詳細をご記入ください。
ご記入後は用紙右下に記載のFAX番号へFAXください。
※平日夜間、土日祝日の場合で緊急の際は、事故サポートセンターへご連絡ください。
　0120-727-110（24時間365日）

2 保険金請求書類一式の送付

損保ジャパンより「保険金請求書類一式」をお送りします。
ご記入後は必要書類を添付して専用の封筒にて損保ジャパンまでお送りください。

LINEでの事故連絡フォーム入力項目	
注意事項	共通入力項目
■契約者情報	●ご契約者氏名：職員氏名を入力ください。
■契約情報	●証券番号： 2026/1/1～2026/12/31の間に発生した事故は「912512J697」 2025/1/1～2025/12/31の間に発生した事故は「912412J697」
	●加入者番号：職員番号を入力ください。
■ご連絡・ご要望情報	●その他特記事項：「東京消防ニューパルの件」と入力ください。

ニューパルの傷害総合保険、個人賠償責任保険、〔家財・身の回り品〕生活動産・携行品補償、弁護のちから、ゴルファー保険が対象です。

【スーパー医療保険・がん保険・長期療養補償保険・介護一時金・親孝行一時金】保険金ご請求のご案内

1 事故のご連絡 （ＬＩＮＥでのお手続きはできません。）

各ご所属に備え付けてある「スーパー医療保険・がん保険・長期療養補償保険・介護一時金・親孝行一時金事故通知書」、同意書に、詳細をご記入ください。
ご記入後は、「スーパー医療保険・がん保険・長期療養補償保険・介護一時金・親孝行一時金事故通知書」の1枚目と同意書を専用の封筒にて損保ジャパンにお送りください。

2 保険金請求書類一式の送付

損保ジャパンから、「保険金請求書類一式」をお送りします。
記入後は、必要書類を添付して専用の封筒にて損保ジャパンまでお送りください。

3 必要書類について

①保険金請求書 ＊
②申告書（疾病用）＊
③治療費領収書と
　診療明細書のコピー
④診断書 ＊（※1）

◆「＊」印の書類は損保ジャパン所定の用紙です。
◆左記以外の書類の提出をお願いする場合がございますのでご了承ください。
（※1）原則、お支払保険金額が30万円を超える場合に必要になります。
診断書費用はお客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。
ただし、治療費領収書と診療明細書のコピーや他の保険会社の診断書の写しでも手続きが可能な場合がございますので、損保ジャパンにお問い合わせください。

ニューパル退職後の補償制度

現職の割引率（下記①～④の団体契約による割引等）は、退職後も継続します!!

①傷害総合保険 ➡ 退職者傷害総合保険 約24% 割引
②スーパー医療保険 ➡ 退職者スーパー医療 16% 割引
③がん保険 ➡ 退職者がん保険 16% 割引
④ゴルファー保険 ➡ 退職者ゴルファー保険 30% 割引

●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください（傷害総合保険、スーパー医療保険、がん保険、ゴルファー保険）。
団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください（傷害総合保険・スーパー医療保険・がん保険）。
また、団体のご加入人数が１０名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

令和8年3月31日で退職する場合

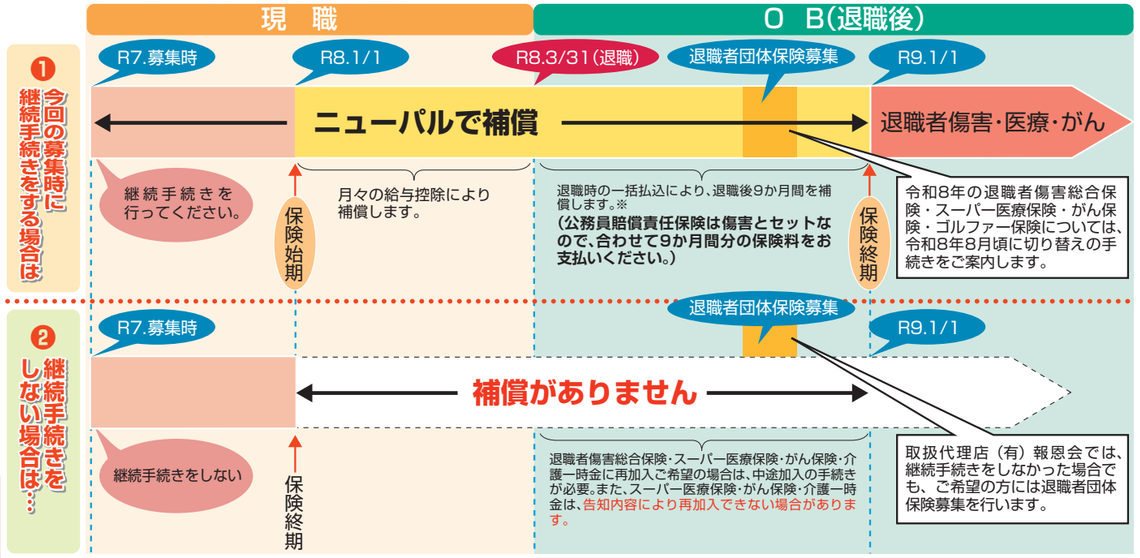

退職時の、継続手続きを強くおすすめします!!

★継続手続きおよび一括払込の重要性
(1)現職からOB（退職後）へスムーズに移行でき、現職の制度と同じ割引率を適用、補償漏れがありません。
(2)継続加入の場合、スーパー医療保険・がん保険への再告知は必要ありません。
（ただし、現職加入時の補償額以下にかぎります。）
※退職後に関する補償制度について、ご不明な点がございましたら取扱代理店（有）報恩会までお問い合わせください。

ニューパル（損害保険）

問い合わせ先　（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

●団体窓口　一般財団法人東京消防協会
電話（ダイヤルイン）03-6261-6545
（消　電）　9-501-8673・8674

●取扱代理店　**有限会社報恩会**
〒101-0041　東京都千代田区神田須田町1-34-4　神田グロウビル5階
電話（フリーアクセス・ひかりワイド）0120-916-528　FAX 03-5207-2372
（消　電）　9-501-8740～874
受付時間：平日の午前9時から午後4時45分まで

●引受保険会社　**損害保険ジャパン株式会社　公務文教営業部　東京公務課**
〒160-8338　東京都新宿区西新宿1-26-1
電話（自動音声ガイダンス）050-3808-5536
受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
〔ナビダイヤル〕 0570－022808＜通話料有料＞
受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで （土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】0120－727－110　（受付時間：24時間365日）

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。
必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
●加入者証は大切に保管してください。また、1月中に加入者証が届かない場合は、東京消防協会までご照会ください。

SJ25-02085　2025/06/02